中医協 総-6-14.9.14

主な施設基準の届出状況等

- 診療報酬を算定するに当たり、施設基準の届出等が必要となる主なものについて、各年7月1日現在における届出状況を取り纏めたものである。
- 〇 現時点の集計値であり、今後修正の可能性がある。
- 届出状況については、地方厚生(支)局において閲覧に供することとしている。

※新型コロナウイルス感染症対応として、簡易な報告により特定集中治療室管理料等を算定している場合については、本来の届出状況をもとに掲載している。

1 初•再診料関係

名称	施設基準の概要		届出医療機関数 (上段:病院数/下段:診療所数)				
					令和3年		
機能強化加算	・次のいずれかに係る届出を行っている(地域包括診療加算、地域包括診療料、小児かかりつけ診察	療料、	1, 149	1, 240	1, 302		
1成形型16加昇	在宅時医学総合管理料、施設入居時等医学総合管理料)等		12, 719	13, 413	13, 888		
	・診療時間以外の時間において、患者又はその家族等から電話等により療養に関する意見を口	1	_	_	_		
	求められた場合に、対応できる体制にある	'	10, 742	10, 917	11, 061		
時間外対応加算	・時間外対応の体制に応じて1~3に区分	2	_	_	_		
时间外对心加昇		2	15, 887	15, 897	15, 930		
		2	_	_	_		
		3	203	225	232		
地域包括診療加算	・診療所において、脂質異常症、高脂血症、糖尿病又は認知症のうち2以上の疾患を有する患者に対	すし	_	_	_		
地域已拾砂煤加昇	て、療養上必要な指導等を行うにつき必要な体制が整備されている		5, 747	5, 854	5, 873		
オンライン診療料	・情報通信機器を用いた診療を行うにつき十分な体制が整備されている		83	479	649		
オンプイン砂原料	・緊急時の対応を行うにつき必要体制が整備されている 等		1, 223	4, 864	6, 418		

2 入院料等関係 (<u>1) 入院基本料</u>

to the	たこれは次の細帯	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		医虚拟目	届出医療機関数	療機関数 役:病棟数/下段:病床数)		
名称	他設基準の概要			医漿機區]元年	可数/中段·病棟9 一令和2年	√/下段⋅病体		
	・一般病棟における看護実質配置・看護師比率、平均在院日数等に応じて		ᄁᄮ	4, 821	カ州と井 4, 753		4. 4. 675	
一般病棟入院基本料	・一般病保における有護美真配置・有護師比学、十均住院自数寺に応じて 急性期一般入院料1~7及び地域一般入院料1~3に区分			12, 729	•		4, 673 2, 539	
以州休八阮基本和	○記住州一般人院科 1 ~ 7 及び地域一般人院科 1 ~ 3 に区方			592, 340	•		2, 333 9, 787	
	・療養病棟における医療区分等に応じて区分			3, 163	· ·		2, 944	
療養病棟入院基本料	MARKINI - 00 17 GEMENT OF THE GREAT			4, 431	5, 538		4, 457	
77. Z. 17 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1			215, 480	•		5, 572		
	・結核病棟における看護実質配置・看護師比率に応じて7対1から20対1に区分			165			167	
結核病棟入院基本料				168	176	6	169	
			3, 900	3, 905	5	3, 414		
	・精神病棟における看護実質配置・看護師比率、平均在院日数に応じて10対1から20対1に区分			1, 190	1, 179	1	1, 150	
精神病棟入院基本料				2, 661	2, 583	3	2, 478	
					143, 543	138	8, 818	
	・特定機能病院の一般病棟における看護実質配置・看護師比率、平均在院日数等に応じて	一般		86			87	
	7対1から10対1に区分	病棟		1, 345	· ·		1, 313	
				58, 570	58, 175	58	8, 541	
	・特定機能病院の結核病棟における看護実質配置・看護師比率等に応じて	 結核		9)	9	
特定機能病院入院基本料	7対1から15対1に区分	病棟		9	() 	9	
				143			143	
	・特定機能病院の精神病棟における看護実質配置・看護師比率、平均在院日数等に応じて	精神		72			70 70	
	7対1から15対1に区分	病棟		72 2, 923	71 2, 780		70 2, 721	
	・専門病院の一般病棟における看護実質配置・看護師比率、平均在院日数等に応じて7対1か	C 105411-		2, 923	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		19	
専門病院入院基本料	・学門病院の一般病保における有護夫員配直・有護師比学、平均任院口数寺に応じて7月1か区分	D IOXIIIC		141	138		137	
41 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1				6, 315			6, 245	
	・児童福祉法に規定する肢体不自由児施設及び重症心身障害児施設等の一般病棟			888	,		878	
障害者施設等入院基本料	・重度の肢体不自由児(者)等を概ね7割以上入院させている一般病棟			1, 478			1, 474	
	・上記について、看護実質配置・看護師比率に応じて7対1から15対1に区分				· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		0, 371	
ナウ-A.床 IT 3 11白甘土火	・看護配置等に応じて1~6に区分		(診療所)	70, 304 4, 938			4, 623	
有床診療所入院基本料		(病床数)		(病床数) 64, 209		2, 118		
有床診療所療養病床入院基	・看護配置及び看護補助配置基準を満たしたもの		(診療所)	426	(診療所) 475	(診療所)	512	
本料	・患者の医療区分等に応じて区分		(病床数)	4, 062	(病床数) 4,706	(病床数) [5, 193	

(2) 入院基本料等加算

名称 名称	施設基準の概要			届出医療機関数			
:			令和元年	令和2年	令和3年		
	・一般病棟入院基本料を算定する病棟を有する病院 ・急性期医療を行うにつき十分な体制が整備されている	1	42	45	46		
総合入院体制加算	・医療従事者の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制が整備されている 等 ・急性期医療の実績等に応じて1~3に区分	2	169	185	199		
		3	156	152	150		
超急性期脳卒中加算	・脳卒中の診療につき十分な経験を有する専任の常勤医師の配置 ・薬剤師が常時配置されている 等		777	1, 028	1, 060		
診療録管理体制加算	・診療記録管理を行うに必要な体制、適切な施設及び設備の整備 等 ・診療記録管理者の配置に応じて1及び2に区分	1	1, 652	1, 718	1, 765		
衫 撩球官垤忰削加昇		2	3, 519	3, 760	3, 902		
医硬束致佐类诺勒伏制加等	・医師の事務作業を補助することに十分な体制が整備 ・病院勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制が整備されている 等	1	1, 911	2, 056	2, 143		
医師事務作業補助体制加算	医師事務作業補助者が業務を行う場所等に応じて1及び2に区分	2	937	890	860		
急性期看護補助体制加算	・急性期医療を担う病院 ・一日に看護補助を行う看護補助者の数が一定数以上である ・看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制が整備されている 等 ・看護補助者の配置基準等に応じて25対1~75対1に区分		2, 775	2, 811	2, 854		
看護職員夜間配置加算	・急性期医療を担う病院 ・看護職員の実質配置が12対1以上 ・病院勤務医及び看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制が整備されている 等		1, 065	1, 183	1, 320		
特殊疾患入院施設管理加算	・重度の肢体不自由児(者)等を概ね7割以上入院させている一般病棟、精神病棟又は有床診療所 ・看護要員の実質配置が10対1以上 等		937	953	965		
看護配置加算	・当該病棟において、看護職員の最小必要数の7割以上が看護師である 等		1, 229	1, 269	1, 27		
看護補助加算	・当該病棟において、一日に看護補助を行う看護補助者の数が一定数以上である ・看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制が整備されている 等		2, 364	2, 316	2, 249		
療養環境加算	・1床あたりの平均床面積が8平方メートル以上ある病室 等		3, 288	3, 346	3, 407		
重症者等療養環境特別加算	・常時監視を要し、重症者等の看護を行うにつき十分な看護師等の配置 ・個室又は2人部屋の病床であって、重症者等を入院させるのに適したもの 等	_	2, 506	2, 487	2, 470		

	・長期にわたる療養を行うにつき十分な構造設備、必要な器械・器具が具備されている	1	2, 065	2, 054	2, 055
療養病棟療養環境加算	機能訓練室、適切な施設		_,	_,	
MENTINA EN SUNT ST	・医療法施行規則に定める医師・看護師等の員数以上の配置 等	2	465	448	440
	・床面積、廊下幅等に応じて1及び2に区分				
	・長期にわたる療養を行うにつき十分な構造設備、機能訓練室、適切な施設	1	365	349	334
療養病棟療養環境改善加算	・医療法施行規則に定める医師・看護師等の員数以上の配置			0.0	
从 及	・療養環境の改善に資する計画を策定して報告 等	2	39	36	35
	・床面積、必要な器械・器具の有無に応じて1及び2に区分	_	00	00	
診療所療養病床療養環境加	・長期にわたる療養を行うにつき十分な構造設備、機能訓練室口				
的原则原食树体原食绿块加 算	・医療法施行規則に定める医師及び看護師等の員数以上の配置		351	317	296
71	・1床あたりの床面積6.4平方メートル以上、廊下幅1.8メートル以上、食堂・談話室の設置 等				
診療所療養病床療養環境改	・長期にわたる療養を行うにつき十分な構造設備、機能訓練室		69	63	59
善加算	・療養環境の改善に資する計画を策定して報告 等		09	03	39
緩和ケア診療加算	・緩和ケアに係るチーム(医師2名、看護師及び薬剤師)の設置		408	486	515
被和グプ砂想加昇	・(財)日本医療機能評価機構等が行う医療機能評価を受けている 等		400	400	313
有床診療所緩和ケア診療加	・身体症状、精神症状の緩和を担当する常勤医師及び緩和ケアの経験を有する常勤看護師の配置		200	200	204
算	・夜間に看護職員を1名以上配置 等		300	302	304
精神科応急入院施設管理加	・「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」により都道府県知事が指定する精神病院		409	421	425
算	・医療保護入院のための必要な専用病床の確保 等		409	421	420
精神病棟入院時医学管理加	・医療法施行規則に定める医師の員数(療養病棟に係るものに限る。)以上の配置		173	178	184
算	・当該地域の精神科救急医療体制確保のため整備された精神科救急医療施設 等		173	170	104
精神科地域移行実施加算	・地域移行を推進する部門を設置、組織的に実施する体制が整備		358	369	376
稍怦阡地以惨1] 天旭加昇	・当該部門に専従の精神保健福祉士が配置 等		300	309	370
特加利 自	・当該病棟に専任の内科又は外科の医師が配置		1, 112	1, 114	1, 120
精神科身体合併症管理加算	・精神科以外の診療科の医療体制との連携が取られている病棟 等		1, 112	1, 114	1, 120
ᄬ	・精神医療に係る専門的知識を有したチーム(医師、看護師、精神保健福祉士等)の設置 等		204	220	235
精神科リエゾンチーム加算			204	220	230
重度アルコール依存症入院	・アルコール依存症の診療を行うにつき必要な体制が整備されている		248	260	263
医療管理加算			240		203
摂食障害入院医療管理加算	・摂食障害の診療を行うにつき必要な体制が整備されている		94	102	103
15. 及阵百八阮区原 6 垤加昇			94	102	103
栄養サポートチーム加算	・栄養管理に係るチーム(医師、看護師、薬剤師、管理栄養士等)の設置 等		1, 543	1, 647	1, 697
木食り小─ トナーム 加昇			1, 545	1,047	1, 097

	A 11441-84	・医療安全対策に係る研修を受けた専従の薬剤師、看護師等を医療安全管理者として配置 ・医療安全管理部門を設置し、組織的に医療安全対策を実施する体制を整備	1	1, 801	1, 812	1, 807
医療安全対策加算		・当該保険医療機関内に患者相談窓口を設置 等	2	2, 084	2, 135	2, 182
		・医療安全管理者の専従要件に応じて1及び2に区分		_,	_,	_,
	 医療安全対策地域連携	・医療安全対策加算1又は2に係る施設基準の届出を行っている ・医療安全対策加算1を算定する他の保険医療機関及び医療安全対策加算2を算定する	1	1, 442	1, 473	1, 475
	加算	保険医療機関との連携により、医療安全対策を実施するための必要な体制を整備	2	1, 431	1, 481	1, 498
		・医療安全管理部門への専任の医師の配置及び連携先保険医療機関の要件に応じて1及び2に区分	2	1, 431	1, 401	1, 490
		・感染防止対策部門に、感染制御チーム(医師、看護師、薬剤師、臨床検査技師)を組織	1	1, 349	1, 382	1, 393
感染	於止対策加算	・感染防止対策加算を算定する医療機関と年4回程以上の合同カンファレンス				
		・院内の抗菌薬の適正使用を監視するための体制を整備 等 ・感染制御チームの研修要件及び専従要件に応じて1及び2に区分	2	2, 719	2, 728	2, 744
	感染防止対策地域連携	・感染防止対策加算1に係る届出を行った他の保険医療機関との連携により感染防止対策を		1, 337	1, 372	1, 378
	加算	実施するための必要な体制が整備されている		1, 337	1, 3/2	1, 3/0
	抗菌薬適正使用支援加	・感染防止対策地域連携加算を算定する保険医療機関である		1, 162	1, 200	1, 225
	算	・抗菌薬を適正に使用するために必要な支援体制が整備されている		.,	1, 200	1, 220
患者	がサポート体制充実加算	・患者からの相談に対する窓口に専任の医師、看護師、社会福祉士等1名以上を配置		2, 885	2, 836	2, 873
		・患者のサポート等に関するマニュアルの作成、報告体制の整備、職員への研修等を実施		_,		
	ハイリスク患者ケア加	・褥瘡ケアに係る専門の研修を受けた専従の看護師等を褥瘡管理者として配置		777	802	825
算		・褥瘡の早期発見及び重症化予防のための総合的な褥瘡管理対策を行う体制の整備 等				
ハイ	リスク妊娠管理加算	・専ら産婦人科又は産科に従事する医師が1名以上配置 等		1, 962	1, 931	1, 912
		・専ら産婦人科又は産科に従事する常勤医師が3名以上配置				
ハイ	リスク分娩管理加算	・常勤の助産師が3名以上配置		730	734	742
		・1年間の分娩実施件数が120件以上で、実施件数等を当該保険医療機関に掲示 等				
	科救急搬送患者地域連	・精神科救急患者の転院体制について、精神科救急搬送患者地域連携受入加算に係る届出を行って	いる	160	163	163
	介加算	保険医療機関との間であらかじめ協議を行っている 等		100	100	100
	科救急搬送患者地域連	・精神科救急患者の転院体制について、精神科救急搬送患者地域連携紹介加算に係る届出を行って	いる	612	613	614
携党	入加算	保険医療機関との間であらかじめ協議を行っている 等		0.12		• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •
呼吸	ケアチーム加算	・呼吸ケアチーム(専任の医師、看護師、臨床工学技士、理学療法士)の設置 ・人工呼吸器の離脱のために必要な診療を行うにつき十分な体制が整備されている 等		547	563	576
		・ 八上で炊命り触述りにめためなるのでは、				

	・後発医薬品の使用を促進するための体制が整備されている 等 ・使用することを決定した医薬品のうち後発医薬品の割合に応じて1~4に区分	1	2, 613	1	3, 039	1	3, 279
		2	750	2	700	2	619
後発医薬品使用体制加算		3	785	3	744	3	673
		4	298	4	_	4	_
病棟薬剤業務実施加算	・病棟ごとに専任の薬剤師が配置されている ・薬剤師が実施する病棟薬剤業務が十分な時間(1病棟1週当たり20時間相当以上)が確保されている 等	1	1, 699	1	1, 808	1	1, 915
州休朱州未协大旭加昇	・病棟薬剤師の配置要件等に応じて1及び2に区分	2	367	2	463	2	508
データ提出加算	・診療録管理体制加算に係る届出を行っている保険医療機関 等		4, 816		5, 202		5, 373
	・入退院支援部門の設置 ・入退院支援部門及び各病棟の看護師・社会福祉士、連携機関の要件等に応じて1~3に区分			1	2, 207	1	2, 339
入退院支援加算			4, 299	2	2, 168	2	2, 155
				3	132	3	148
入院時支援加算	・入退院支援部門に入院前支援を行う者(専従の看護師又は専任の看護師及び社会福祉士)を配置 等		2, 231		2, 539		2, 685
	・認知症症状を考慮した看護計画を作成・実施し、定期的にその評価を行う ・認知症ケアチームの設置や研修を修了した看護師の配置等に応じて 1 ~ 3 に区分			1	722	1	750
認知症ケア加算			3, 647	2	691	2	849
				3	2, 299	3	2, 319
せん妄ハイリスク患者ケア 加算	・急性期一般入院基本料、特定機能病院入院基本料(一般病棟に限る)、救命救急入院料等を算定している ・せん妄のリスク因子の確認のため及びせん妄のハイリスク患者に対するせん妄対策のためのチェック リストを作成している		_		2, 224		2, 723
精神疾患診療体制加算	・病床数が100床以上で、内科、外科を標榜し、当該診療科に係る入院医療を提供している ・救急医療を行うにつき必要な体制が整備されている 等		832		854		871
精神科急性期医師配置加算	・入院患者数と常勤医師数の比が16対1以上 等		317		343		368

排尿自立支援加算	・専任の常勤看護師等からなる排尿ケアチームが設置されている ・排尿ケアに関するマニュアルを作成し、院内研修を実施すること 等	690	805	914
地域医療体制確保加算	・救急用自動車等による搬送件数が、年間2,000件以上であること ・病院勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制が整備されていること 等	_	944	972

(3) 特定入院料

	名称	施設基準の概要		届出医療機関数 (上段:医療機関数/下段:		
	- ነብ ነብ <u>ነ</u>	心以至十の似め	令和元年	令和2年	令和3年	
救命	 內	・救命救急センターを有する病院 ・重篤な救急患者に対する医療を行うにつき必要な医師及び看護師の常時配置 ・重篤な救急患者に対する医療を行うにつき十分な専用施設、医師の配置等に応じて1~4に区分	374 6, 360	1 183 3,528 2 25 196 3 80 1,666	3, 593 2 26 200 80	
				4 82 902	4 80 891	
特只	定集中治療室管理料	・集中治療を行う専任の医師を常時配置 ・常時、入院患者数と看護師数の比が2対1以上 ・集中治療を行うにつき十分な専用施設 等 ・集中治療を行うにつき必要な医師の常時配置及び看護配置等に応じて1~4に区分	624 5, 235	2 70 797 3 349	1 141 1, 487 2 76 867 3 349	
				2, 390 4 64 618	2, 365 4 62 565	
	早期離床・リハビリ テーション加算	・早期離床・リハビリテーションに係るチームの設置 ・早期離床・リハビリテーションに関するプロトコルの整備 等	323	346	377	
	早期栄養介入管理加算	・早期の経口移行・維持及び低栄養の改善等につながる栄養管理の実施 等	-	228	298	
ハイ管理	・ イケアユニット入院医療 _{里料}	・常時、入院患者数と看護師数の比が4対1以上 ・特定集中治療室に準じる設備 等 ・重症度等を満たしている患者の割合に応じて1及び2に区分	562 5, 440 30 316	582 5, 779 30 305	621 6, 153 30 309	
	卒中ケアユニット入院医 管理料	・病院の治療室を単位とし、治療室の病床数は30床以下 ・脳卒中ケアユニット入院医療管理を行うにつき必要な医師の常時配置 ・常時、入院患者数と看護師数の比が3対1以上 等	173 1, 400	180 1, 479		

	・小児集中治療を行う専任の小児科の医師を常時配置				q	9		g
小児特定集中治療室管理料	・常時、入院患者数と看護師数の比が2対1以上				108	116		100
	・集中治療を行うにつき十分な体制及び専門施設 等							
	・集中治療を行うにつき必要な医師等の常時配置		1		78	84		80
新生児特定集中治療室管理	・常時、入院患者数と助産師又は看護師の数の比が3対1以上		'		750	797		751
料	・集中治療を行うにつき十分な専用施設 等		2		155	145		149
	・医師配置や新生児の受入実績等に応じて1及び2に区分		۷		902	832		885
公人日 亲 男 杜 · .	・集中治療を行うにつき必要な医師等の常時配置				127	133		134
総合周産期特定集中治療室 管理料	・常時、入院患者数と助産師又は看護師の数の比が3対1以上	母体・胎児集中治療室管理	料	(病床数)	815	(病床数) 851	(病床数)	857
目 /至 / 1	・集中治療を行うにつき十分な専用施設 等	新生児集中治療室管理料		(病床数)	1, 653	(病床数) 1,720	(病床数)	1, 755
女生是外连回传南飞哈压连	・新生児治療回復室入院医療管理を行うにつき必要な小児科の専任の	の医師の常時配置			000	000		000
新生児治療回復室入院医療 管理料	・常時、入院患者数と助産師又は看護師の数の比が6対1以上				200 2, 840	202 2, 899		200 2, 899
目 /至 / 1	・新生児治療回復室入院医療管理を行うにつき十分な構造設備等				2, 040	2, 099		2, 099
一類感染症患者入院医療管	・常時、入院患者数と看護師数の比が2対1以上 等				32	33		33
理料					103	105		105
	・脊髄損傷等の重度障害者等を概ね8割以上入院させている病室				20	20		22
特殊疾患入院医療管理料	・看護要員の実質配置が10対1以上				32 447	32 444		33 466
	・病棟における5割以上が看護職員(うち2割以上が看護師) 等				447	444		400
	・特定機能病院以外の病院で小児科を標榜している病院		1		76	81		80
	・医療法施行規則に定める医師の員数以上の配置 等		'		5, 363	5, 438		5, 436
	・常勤医師数、平均在院日数及び看護配置等に応じて1~5に区分		0		187	183		182
			2		6, 272	6, 158		6, 308
小月子吃床炼饵炒			2		97	97		83
小児入院医療管理料			3		2, 271	2, 267		2, 030
			4		372	379		390
			4		7, 971	8, 044		8, 186
			_		151	154		162
			5		_	_		_

		・病棟における回復期リハビリテーションの必要性の高い患者が8割以上入院				732		813		900
		・看護補助者の実質配置が30対1以上 等	1	一般	(病床数)	21. 822	(病床数)	23, 383		26, 104
		・看護実質配置、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、社会福祉士等の	'	療養	(病床数)	26, 729		30, 128		33, 277
		「有該失負配置、区間、母子原公工、日未原公工、自品総見工、社会価値工事の 配置、新規入院患者のうち重症の患者の割合、在宅復帰率、リハビリテーション		7.5 发	(11000)	180		179		189
		配置、利然八院忠有のする重症の忠有の制合、住宅復帰率、すれてすすーション の効果に係る実績指数等に応じて1~6に区分	2	一般	(病床数)	3, 383	(病床数)		(病床数)	3, 718
		の効果に係る失順用数等に応じて下りに区力		療養	(病床数)	•	(病床数)		(病床数)	6, 284
				从 及		440		407		351
			3	一般	(病床数)	9. 364	(病床数)		(病床数)	7, 322
回復	期リハビリテーション			療養	(病床数)	10, 972		10, 097		8, 221
	入院料			<i></i> 2		85		71		57
			4	一般	(病床数)		(病床数)		(病床数)	748
			'	療養	(病床数)	-			(病床数)	1, 768
						54		56		51
			5	一般	(病床数)	1, 085	(病床数)	1, 083	(病床数)	1, 024
				療養	(病床数)	1, 187	(病床数)	1, 101	(病床数)	915
						59		45		37
			6	一般	(病床数)	1, 171	(病床数)	931	(病床数)	578
				療養	(病床数)	1, 513	(病床数)	945	(病床数)	881
		・専従の常勤理学療法士、常勤作業療法士又は常勤言語聴覚士又は常勤言語聴覚士1名	以上及	とび 1		998		1, 203		1, 313
		専任の住宅復帰支援担当者1名以上の配置		'		31, 449		38, 981		43, 362
11k 1-4	有长人表表表。 哈纳克	・疾患別リハビリテーション又はがん患者リハビリテーションの届出をしている		2		1, 372		1, 315		1, 267
	包括ケア病棟入院料及 域包括ケア入院医療管	・看護職員の実質配置が13対1以上 等				45, 367		43, 803		41, 526
理料		・在宅復帰率、地域包括ケアに関する実績等に応じて1~4に区分		3		51		49		50
						1, 398		1, 329		1, 308
				4		97		83		79
						2, 291		1, 792		1, 824
	看護職員夜間配置加算	・夜勤を行う看護職員が16対1以上 等				82		80		63
						2, 938		2, 990		2, 374
		・看護要員の実質配置(5割以上が看護職員)が10対1以上		1		106		103		102
特殊	疾患病棟入院料	・看護職員の2割以上が看護師 等				5, 609		5, 431		5, 364
	いっかんだがれていたか	・該当患者の症状等に応じて1及び2に区分		2		102		106		106
						7, 211		7, 539		7, 766
		・末期の悪性腫瘍患者又は後天性免疫不全症候群の罹患患者が入院		1		306		209		238
緩和	ケア病棟入院料	・看護師の実質配置が7対1以上 等				5, 998		4, 245		4, 819
				2		130		246		218
						2, 648		4, 684		4, 211

					_
	・急性期の精神疾患患者を入院させる精神病棟 ・医療法施行規則に定める医師、看護師及び准看護師の員数以上の配置 ・入院患者数と常勤医師数の比が16対1以上	1	156 9, 877	163 10, 586	
精神科救急入院料	・当該病棟に1名以上且つ当該医療機関に5名以上の精神保健指定医の配置 ・看護師の実質配置が10対1以上 ・精神科救急医療施設 等 ・在宅復帰率等に応じて1及び2に区分	2	5 221	4 127	5 227
看護職員夜間配置加算	・夜勤を行う看護職員が16対1以上 ・行動制限最小化委員会の設置 等		61 3, 643	77 4, 742	90 5, 557
精神科急性期治療病棟入院	・急性期の精神疾患患者を入院させる精神病棟 ・精神科救急医療施設 ・医療法施行規則に定める医師、看護師及び准看護師の員数以上の配置	1	353 16, 020	360 16, 280	
料	・当該病棟に1名以上かつ当該医療機関に2名以上の精神保健指定医の配置 等 ・看護配置等に応じて1及び2に区分	2	18 851	13 508	8 358
精神科救急・合併症入院料	・救命救急センターを有する病院 ・当該医療機関に精神科医5名以上且つ当該病棟に精神保健指定医3名以上の配置 ・看護師の実質配置が10対1以上 等		11 374	11 376	11 424
看護職員夜間配置加算	・夜勤を行う看護職員が16対1以上 ・行動最小化委員会の設置 等		8 282	10 376	11 424
児童・思春期精神科入院医 療管理料	・20歳未満の精神疾患を有する患者を概ね8割以上入院させる病棟又は治療室 ・小児医療及び児童・思春期の精神医療の経験を有する常勤医師が2名以上配置(うち1名以上は精 保健指定医) ・看護師の実質配置が10対1以上 等	神	44 1, 408	46 1, 491	
精神療養病棟入院料	・長期の精神疾患患者を入院させる精神病棟 ・医療法施行規則に定める医師、看護師及び准看護師の員数以上の配置 等		825 91, 209	819 90, 266	812 89, 711
精神保健福祉士配置加 算	・当該病棟に1名以上の専従の精神保健福祉士の配置 ・退院支援部署の設置及び1名以上の専従の精神保健福祉士の配置 等		103 9, 111	101 8, 938	92 8, 076
認知症治療病棟入院料	・当該病棟において、看護職員の最小必要数の2割以上が看護師 等 ・看護配置等に応じて1及び2に区分	1	521 36, 518	536 37, 322	550 38, 154
		2	660	296	214
特定一般病棟入院料	・医療資源の少ない地域に属する保険医療機関において1病棟で構成 ・看護実質配置・看護師比率、平均在院日数に応じて1及び2に区分	1	3 138	138	3 96
100 100 100 100 1		2	2 79	2 79	2 79

	・1年以上の長期入院患者等を入院させる精神病棟			
地域移行機能強化病棟入院	・看護職員、作業療法士、精神保健福祉士及び看護補助者を15:1以上で配置	39	38	32
料	・月当たり、届出病床数の1.5%以上の数の長期入院患者が退院	1, 377	1, 435	1, 336
	・1年当たり届出病床数の5分の1以上の数の精神病床が減少 等			

3 短期滞在手術等基本料

名称 施設基準の概要		届出医療機関数 ・ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			
			令和元年	令和2年	令和3年
短期滞在手術等基本料	・短期滞在手術等を行うための体制、回復室の確保、看護配置 等	1	128	134	143
	・日帰り、1泊2日の入院の形態に応じて1及び2に区分	'	261	286	302
		2	85	78	69
		۷	46	44	43

4 医学管理等

名称	施設基準の概要		(上段:非	沴療所数)	
			令和元年	令和2年	令和3年
ウイルス疾患指導料注2	・専任の医師、専任の看護師、専任の薬剤師の配置		70	96	121
リイルへ矢忠相等科注と	・当該療法を行うにつき十分な体制及び構造設備 等		2	3	3
外来栄養食事指導料の注2	・専用のベッド等が配置された治療室の設置		_	445	569
	・専任の常勤管理栄養士の1名以上の配置 等		_	1	1
心臓ペースメーカー指導管理料の 注 5 に掲げる遠隔モニタリング加	・専任の医師の配置		_	964	1, 122
注りに拘りる退隔モーダリング加算	・当該療法を行うにつき十分な体制及び構造設備 等		-	182	261
" 自 (4) 表 答 理 vi	・専任の看護師又は准看護師の常時1人以上配置		231	236	240
喘息治療管理料	・喘息治療管理を行うにつき必要な器械・器具の具備、緊急時の入院体制の確保 等		339	345	353
 糖尿病合併症管理料	・糖尿病足病変の指導を担当する専任の常勤医師配置		1, 610	1, 658	1, 686
据水内 5 计延言连科	・糖尿病足病変の指導を担当する専任の看護師配置 等		871	961	1, 039
がん性疼痛緩和指導管理料	・緩和ケアを担当する医師(緩和ケアに係る研修を受けたものに限る。)が配置されている		3, 072	3, 106	3, 141
がんは珍角板和拍导官垤科			3, 959	4, 261	4, 540
	・がん患者に対して指導管理を行うにつき十分な体制が整備されている	1, 320	1, 320	1, 353	1, 376
	・指導内容・職種等に応じてイ~二に区分	1	80	90	88
			1, 308	1, 345	1, 373
がん患者指導管理料			72	82	83
			837	877	877
		/\	10	12	13
		_	-	508	627
		_	_	22	38

外来緩和ケア管理料	・身体症状の緩和を担当する医師、精神症状の緩和を担当する医師、緩和ケアに関する担当の経験を	340	402	421
	有する看護師及び薬剤師の設置 等	1	2	2
移植後患者指導管理料	・臓器・造血幹細胞移植に係るチーム(医師、看護師、薬剤師)の設置	297	316	328
沙伦区心日沿夺日还们	・移植医療に特化した専門外来の設置 等	3	3	4
糖尿病透析予防指導管理料	・透析予防診療チーム(医師、看護師又は保健師、管理栄養士)の設置	1, 286	1, 292	·
"你你没们"的话夺音之行	・糖尿病教室を定期的に実施すること等により、糖尿病について患者及びその家族に対して説明 等	312	329	341
小児運動器疾患指導管理料	・整形外科の診療に従事した経験を5年以上有し小児の運動器疾患に係る研修を修了した 常勤の医師1名以上の配置	-	538	616
	・当該保健医療機関に小児運動器疾患の診断・治療に必要な単純撮影体制の整備	_	1, 192	1, 421
乳腺炎重症化予防ケア・指	・乳腺炎の重症化及び再発予防の指導、乳房に係る疾患の診療の経験を有する医師の配置	742	768	786
導料	・乳腺炎及び母乳育児のケア・指導経験を有し、助産に関する専門の知識等を有する助産師の配置	423	505	551
婦人科特定疾患治療管理料	・婦人科疾患の診療を行うにつき十分な経験を有する医師の配置	_	940	1, 105
州八科村足快忠石原官连科		_	2, 176	·
腎代替療法指導管理料	・診療経験を有する専任の常勤医師や常勤看護師が連携して診療を行う体制があること 等	-	310	
月10日凉丛旧等日连杯		-	58	75
	・当該保険医療機関を主たる勤務先とする小児科担当医師と別の保険医療機関を主たる	74	72	70
地域連携小児夜間・休日診	勤務先とする小児科担当医師との連携体制 等	251	288	
療料	・医師の配置、24時間診療体制の有無に応じて1及び2に区分	90	90	92
		2	1	1
地域連携夜間・休日診療料	・夜間、休日において救急患者を診療できる体制を有している 等	141	143	144
地域连接校间 - 怀口衫掠杆		97	100	101
院内トリアージ実施料	・専任の医師又は救急医療に関する3年以上の経験を有する専任の看護師の配置	1, 253	1, 313	1, 342
が内でクケーク夫心杯	・院内トリアージの実施基準を定め、定期的に見直し 等	69	101	127
	・救急患者の受け入れへの対応に係る専任の看護師の配置	_	939	941
救急搬送看護体制加算	・救急外来への搬送件数、看護師の配置数に応じて1及び2に区分	_	1	-
水心	2	_	918	933
		_	13	14
外来放射線照射診療料	・放射線治療医、看護師、診療放射線技師、医療機器安全管理等を担当する技術者の配置	445	467	489
7° 不	・合併症発生等、緊急時に放射線治療医が対応できる連絡体制の確保	14	14	15
地域包括診療料	・許可病床200床未満の病院又は診療所において、脂質異常症、高脂血症、糖尿病又は認知症のうち	46	49	48
地域已括彭琼科	2以上の疾患を有する患者に対して、療養上必要な指導等を行うにつき必要な体制が整備されている	231	230	230
小児かかりつけ診療料	・小児科又は小児外科を専任する常勤の医師が配置されている	1	1	1
	・小児外来医療において適切な専門医療機関等と連携している 等	1, 529	1, 728	
ニュエンは方产等理型	・禁煙治療の経験を有する医師、専任の看護職員の配置	2, 652	2, 691	2, 714
ニコチン依存症管理料	・医療機関の敷地内禁煙 等	14, 402	14, 566	
	・当該病院の存する地域の全ての医師、歯科医師の利用の為に開放され、専用の病床を有する病院	_等 (病院数)	(病院数)	(病院数)
開放型病院共同指導料		950	956	956

ハイリスク妊産婦共同管理 料(I)	・産科又は産婦人科を標榜する保険医療機関である	255	254	
	・年間分娩件数、ハイリスク分娩管理を共同で行う保険医療機関の名称等を当該保険医療機関の	718	700	700
	見やすい場所に掲示している。等	(病院数)	(病院数)	(病院数)
	・がん診療連携の拠点となる病院又はそれに準じる病院である			***************************************
がん治療連携計画策定料	・当該地域において当該病院からの退院後の治療を担う複数の保険医療機関を記載した地域連携診療	695	706	708
	計画をあらかじめ作成している 等			
がん治療連携指導料	・がん治療連携計画策定料を算定する病院の紹介を受けて、当該地域連携診療計画の対象となる患者に	3, 354	3, 428	3, 446
370加原建场旧等和	対して、当該地域連携診療計画に基づいた治療を行うことができる体制が整備されている 等	21, 245	22, 540	
外来排尿自立指導料	・専任の常勤看護師等からなる排尿ケアチームが設置されている 等	-	782	841
外术排队日立指导科		_	3	3
肝炎インターフェロン治療	・肝疾患に関する専門の保険医療機関である	1, 231	1, 217	1, 207
計画料	・肝炎インターフェロン治療を行うにつき十分な経験を有する専任の医師が配置されている 等	648	653	656
ハイリスク妊産婦連携指導	・精神疾患を有する妊産婦の診療について十分な実績を有している 等	308	338	362
米 斗1		256	262	267
ハイリスク妊産婦連携指導	・精神疾患を有する妊産婦の診療について十分な実績を有している 等	193	218	234
料 2		134	136	141
被刘笙 理长道 <u>如</u>	薬剤師の配置	5, 215	5, 240	5, 294
薬剤管理指導料	・医薬品情報の収集及び伝達を行うための専用施設 等	21	19	20
地台本推到南北南	・地域連携診療計画が作成され、一連の治療を担う連携保険医療機関等と共有されている 等	538	552	573
地域連携診療計画加算		933	1, 014	1, 037
検査・画像情報提供加算及	・患者の医療情報に関する電子的な送受信又は閲覧が可能なネットワークを構築する等	902	941	975
び電子的診療情報評価料		2, 774	2, 935	3, 087
	・生命維持装置等の医療機器管理等を行う常勤臨床工学技士が1名以上配置	2, 700	2, 718	2, 731
医療機器安全管理料	・放射線治療を専ら担当する常勤医師が1名以上配置 等	319	323	334
	・臨床工学技士、医師配置等に応じて1及び2に区分	522	545	
		16	17	17
精神科退院時共同指導料 1	・精神科退院時共同指導を行うにつき十分な体制の整備	-	303	345
及び2			110	

5 在宅医療

名称	施設基準の概要		届出医療機関数 (上段:病院数/下段:診療所数)		
			令和元年	令和2年	令和3年
在宅時医学総合管理料及び施	・診療所又は許可病床数が200床未満の病院		2, 109	2, 216	2, 310
設入居時等医学総合管理料	・在宅医療の調整担当者が1名以上配置されている 等		22, 300	22, 606	23, 006
在宅がん医療総合診療料	・在宅療養支援診療所又は在宅療養支援病院に係る施設基準の届出る	を行っている	778	842	878
仕七かん医療総合診療科	・在宅末期医療を提供するにつき必要な体制の整備、緊急時の入院の	▲制の整備 等	11, 750	11, 843	12, 046
	(緩和ケア、褥瘡ケア又は人工肛門及び人工膀胱ケアに係る専門の研	修を受けた看護師を訪問させる	816	866	000
在宅患者訪問看護・指導料3及び同 一建物居住者訪問看護・指導料3	ものに限る)		59	67	900 74
	・緩和ケア等に係る専門の研修を受けた看護師が配置されている 🥞	-	00	07	74
訪問看護・指導体制充実加算	・24時間訪問看護の提供が可能な体制を確保している			23	24
切りをは、相等体制元夫加昇	・訪問看護・指導に係る相当の実績を有している			109	117
大 克康美 <u>级</u> 士士授 <u></u> 库院	・許可病床数が200床以上の病院		(病院数)	(病院数)	(病院数)
在宅療養後方支援病院	・在宅療養後方支援を行うにつき十分な体制が整備されている		414	420	413
在宅患者訪問褥瘡管理指導	・常勤の医師、保健師・助産師・看護師又は准看護師及び管理栄養=	上の3名で構成された	104	115	115
料	在宅褥瘡対策チームが設置されている 等		105	106	115
在宅血液透析指導管理料	・在宅血液透析に係る医療を提供するにつき必要な体制が整備されて	こいる	131	134	134
在七皿			156	164	173
在宅植込型補助人工心臓	・植込型補助人工心臓(非拍動流型)に係る施設基準に適合している	ること	54	57	57
(非拍動流型)指導管理料	・関係学会から認定され、その旨が広く周知された施設であること		0	0	0
在宅腫瘍治療電場療法指導	・在宅腫瘍治療電場療法を行うにつき十分な体制が整備されている		172	230	288
管理料	・膠芽腫の治療の経験を過去5年間に5例以上有すること 等		0	0	0
在宅経肛門的自己洗腸指導	・経肛門的自己洗腸の指導を行うにつき十分な体制が整備されている	ること	70	82	98
管理料			8	11	11
	・24時間連絡及び往診可能な体制 ・他の保険医療機関及び訪問看護ステーションと連携及び情報提供	機能強化型在宅療養支援診療所(単独型)	197	205	217
<u> </u>	可能な体制等	機能強化型在宅療養支援診療所	0.101		
在宅療養支援診療所	・常勤医師数、緊急往診件数、看取り件数等に応じて区分	(連携型)	3, 161	3, 302	3, 005
		在宅療養支援診療所	10, 956	11, 108	11, 291
	・24時間連絡及び往診可能な体制 ・他の保険医療機関及び訪問看護ステーションと連携及び情報提供	機能強化型在宅療養支援病院 (単独型)	196	214	225
在宅療養支援病院	可能な体制 等 ・常勤医師数、緊急往診件数、看取り件数等に応じて区分	機能強化型在宅療養支援病院 (連携型)	366	398	392
		在宅療養支援病院	877	934	970

持続血糖測定器加算(間歇注入シリンジポンプと連動する持続血糖測定器を用いる場合)及び皮下連続式グルコース測定	・専門の知識及び5年以上の経験を有する常勤医師配置 ・持続皮下インスリン注入療法を行っていること 等	_	304 126	360 166
持続血糖測定器加算(間歇注入シリンジポンプと連動しない持続血糖測	・専門の知識及び5年以上の経験を有し、持続血糖測定器に係る適切な研修を修了した常勤医師配置	-	1, 032	
定器を用いる場合)	・2年以上の経験を有し、持続血糖測定器に係る適切な研修を修了した常勤看護師又は薬剤師の配置 等		458	502

6 検査

名称	施設基準の概要			届出医療機関数 : 病院数/下段:診療所数)	
			令和元年	令和2年	令和3年
骨髄微小残存病変量測定	・当該検査を行うにつき必要な医師の配置		104	206	242
有脚似小戏什柄发里点走	・当該検査を行うにつき十分な体制 等		0	1	1
BRCA1/2遺伝子検査	・当該検査を行うにつき必要な医師の配置		_	692	934
BRUAT/ Z退伍丁模宜	・当該検査を行うにつき十分な体制が整備されている 等		_	52	80
がんゲノムプロファイリン	・当該検査を行うにつき必要な医師の配置		-	196	217
グ検査	・当該検査を行うにつき十分な体制が整備されている 等		_	0	0
角膜ジストロフィー遺伝子	・当該検査を行うにつき必要な医師の配置		_	8	9
検査	・当該検査を行うにつき十分な体制が整備されている 等		_	0	0
先天性代謝異常症検査	・当該検査を行うにつき必要な医師の配置		_	357	461
九人任代謝英市延快且	・当該検査を行うにつき十分な体制が整備されている 等		_	5	7
抗HLA抗体(スクリーニング 検査・抗体特異性同定検査)	・当該検査を行うにつき十分な体制が整備されている		122	134	140
			1 005	1 050	1 050
HPV核酸検出及びHPV核酸 検出(簡易ジェノタイプ判定)	・当該検査を行うにつき必要な医師が配置されている		1, 365	1, 359	1, 359
	・当該検査を行うにつき十分な体制が整備されている 等		3, 443	3, 438	3, 486
ウイルス・細菌核酸多項目	・当該検査を行うにつき必要な医師の配置		_	126	156
同時検出	・当該検査を行うにつき十分な体制が整備されている 等		- 0 400	0 404	0 400
	・院内検査を行っている病院、診療所等	1	2, 433	2, 434	2, 420
	・臨床検査を担当する常勤医師の有無、常勤臨床検査技師の配置に応じて1~4に区分		375	376	389
		2	2, 370	2, 388	2, 418
検体検査管理加算			59	57	63
		3	39	37	31
			704	700	0
		4	704	736	756
			1.40	170	001
国際標準検査管理加算	・国際標準化機構が定めた臨床検査に関する国際規格に基づく技術能力の認定を受けている		143	176	201
			I	l	

	・遺伝カウンセリングを要する治療に係る十分な経験を有する常勤医師が配置		232	300	350
遺伝カウンセリング加算	・患者又はその家族に対して、カウンセリングの内容が文書交付され、説明がなされ	a ナルマ	30	35	
**:	・ 思有又はての家族に対して、カワンセサンケの内容が又音交付され、説明がなされ ・ がんゲノム医療中核拠点病院、がんゲノム医療拠点病院又はがんゲノム医療連携派		30	192	209
遺伝性腫瘍カウンセリング 加算	・かんグノム医療中核拠点病院、かんグノム医療拠点病院又はかんグノム医療運捞が	対所であること	_	0	0
遺伝学的検査	・関係学会の作成する遺伝学的検査の実施に関する指針を遵守する		640	734	842
退伍子的快宜			56	63	86
心臓カテーテル法による諸検	・当該検査を行うにつき十分な専用施設		623	632	635
査の血管内視鏡検査加算	・当該検査を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等		6	5	0
胎児心エコー法	・当該検査を行うにつき十分な体制		346	356	357
胎児心エコー法	・当該検査を行うにつき必要な医師の配置 等		51	49	51
人工膵臓検査、人工膵臓療	・当該検査を行うにつき十分な専用施設		64	69	78
法	・当該検査を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等		1	1	1
長期継続頭蓋内脳波検査	・当該検査を行うにつき十分な専用施設		(病院数)	(病院数)	(病院数)
文朔極 视與盖內胸	・当該検査を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等		321	323	
長期脳波ビデオ同時記録検	・当該検査を行うにつき十分な体制		27	34	38
査 1	・当該検査を行うにつき必要な医師の配置 等		0	0	0
脳波検査判断料 1	・当該検査を行うにつき十分な体制		148	186	205
四次快直刊倒杯	・当該検査を行うにつき必要な医師の配置 等		10	11	15
遠隔脳波診断	・当該検査を行うにつき十分な体制		10	10	12
迷啊啊!!	・当該検査を行うにつき必要な医師の配置 等		3	3	4
単線維筋電図	・当該検査を行うにつき必要な医師の配置		_	80	
平 水 唯 別 电 凸	・当該検査を行うにつき十分な体制が整備されている 等		_	0	0
光トポグラフィー(減算対	・当該検査を行うにつき十分な機器、施設		38	38	34
象外)	・一定割合以上、別の保険医療機関からの依頼により検査を実施 等		0	0	0
脳磁図	・当該検査を行うにつき十分な機器、施設	自発活動を測		8	9
	・当該検査を行うにつき十分な体制 等	定するもの	23	0	0
		その他のもの	3	24	24 3
終夜睡眠ポリグラフィー(安	・当該検査を行うにつき必要な医師の配置		-	1	37
全精度管理下で行うもの)	・当該検査を行うにつき十分な体制が整備されている 等		_	1	33
神経学的検査	・当該検査を行うにつき必要な医師の配置		1, 451	1, 458	1, 466
T甲柱于印炉里	・当該検査を行うにつき十分な体制が整備されている 等		1, 424	1, 470	1, 514

拉 咕 即	・当該検査を行うにつき必要な医師の配置	297	303	307
補聴器適合検査	・当該検査を行うにつき十分な装置・器具 等	421	444	468
黄斑局所網膜電図	・当該検査を行うにつき必要な医師の配置	-	57	60
奥 城问剂 桐族 电凸	・当該検査を行うにつき十分な体制が整備されている 等	_	11	14
全視野精密網膜電図	・当該検査を行うにつき必要な医師の配置	-	111	120
土忧却相负构族电区	・当該検査を行うにつき十分な体制が整備されている 等	_	33	58
コンタクトレンズ検査料 1	・当該保険医療機関を受診した患者のうち、コンタクトレンズに係る検査を実施した患者の割合が	930	918	921
コンダクトレンへ検査科「	3割未満である 等	6, 196	6, 266	6, 328
コンタクトレンズ検査料 2	・コンタクトレンズ検査料1の施設基準の一部を満たしているが、算定した患者が	0	0	0
コンダクトレンへ検査科と	年間10,000人未満である、自施設交付割合が9割5分未満等のいずれにも該当しない	5	4	4
コンタクトレンズ検査料3	・コンタクトレンズ検査料1の施設基準の一部を満たしていないが、算定した患者が	5	5	4
コンダクトレンへ検査科3	年間10,000人未満である、自施設交付割合が9割5分未満等のいずれかに該当する	640	649	614
小児食物アレルギー負荷検	・当該検査を行うにつき必要な医師の配置	904	923	942
査	・当該検査を行うにつき十分な体制が整備されている 等	785	864	931
内服・点滴誘発試験	・当該検査を行うにつき十分な体制	384	383	386
内加 品质形光纸	・当該検査を行うにつき必要な医師の配置 等	7	7	7
经与第五审结生焓注	・当該検査を行うにつき必要な医師の配置 等	-	90	101
経気管支凍結生検法		_	0	0

7 画像診断

名称 施設基準の概要			届出医療機関数 (上段:病院数/下段:診療所数)			
			令和元年	令和2年	令和3年	
	・放射線科を標榜する医療機関	1	649	667	667	
	・画像診断を専ら担当する常勤医師の配置		228	228	222	
画像診断管理加算	・画像診断を専ら担当する常勤医師により、すべての核医学診断、コンピュータ断層診断	2	1, 056	1, 064	1, 073	
四隊的例 自 生加异	について画像情報等の管理等に応じて1~3に区分		0	0	0	
		3	33	42	48	
		3	0	0	0	
	(送信側) ・離島等に所在する保険医療機関	送信側	236	238	238	
遠隔画像診断	・画像の撮影及び送受信を行うにつき十分な機器、施設 等	心间则	195	206		
这附曲 体护则	(受信側) ・画像診断を専ら担当する常勤医師の配置	受信側	121	117	123	
	・遠隔画像診断を行うにつき十分な体制を整備した病院 等	又旧则	1	1	1	
ポジトロン断層撮影	・画像診断を担当する常勤医師の配置		216	222	225	
	・断層撮影を行うにつき十分な機器、施設 等		40	40	40	
	(共同利用率が30%未満の場合、所定点数の80%で算定)		40	40	40	

ポジトロン断層・コン	・画像診断を担当する常勤医師の配置	200	005	200
ピュータ断層複合撮影	・断層撮影を行うにつき十分な機器、施設 等	326 55	335 57	338 57
(PET-CT)	(共同利用率が30%未満の場合、所定点数の80%で算定)	33	37	37
CT撮影	・当該撮影を行うにつき十分な機器及び設備 等	6, 539	6, 636	6, 745
〇 「 取 泉 グ		4, 600	4, 890	·
MRI撮影	・当該撮影を行うにつき十分な機器及び設備 等	3, 151	3, 282	3, 247
1711、1 1政宗グ		1, 034	1, 173	
冠動脈CT撮影加算	・画像診断を専ら担当する常勤医師の配置	1, 095	1, 105	1, 123
厄動脈 ひょ 敢於加昇	・当該撮影を行うにつき十分な機器、施設 等	13	14	14
血流予備量比コンピュー	・画像診断管理加算2又は3に関する施設基準を満たすこと	_	69	90
ター断層撮影	・200床以上の病院であること 等	_	0	0
外傷全身CT加算	・画像診断を専ら担当する常勤医師の配置	(病院数)	(病院数)	(病院数)
77 場上 月 〇 1 加昇	・当該撮影を行うにつき十分な機器、施設 等	161	171	173
心臓MRI撮影加算	・画像診断を専ら担当する常勤医師の配置	934	942	955
心则以以以以以	・当該撮影を行うにつき十分な機器、施設 等	10	11	11
乳房MRI撮影加算	・関係学会より乳癌の専門的な診療が可能として認定された施設である	428	458	474
孔房WKITTRNIA	・当該撮影を行うにつき十分な機器、施設 等	0	0	0
小児鎮静下MRI撮影加算	・小児救急医療を行うにつき十分な体制が整備されている	286	305	316
小允娱静下区区工做总加昇	・当該撮影を行うにつき十分な機器、施設 等	0	0	0
頭部MRI撮影加算	・画像診断を専ら担当する常勤医師が3名以上配置	74	119	137
與即以以以 類於加昇	・当該撮影を行うにつき十分な機器、施設 等	0	0	0
全身MRI撮影加算	・画像診断管理加算2又は3に関する施設基準を満たすこと	-	85	95
土分以尺工取於加昇	・関係学会の定める指針に基づいて適切な被ばく線量管理を行っていること 等	-	0	0

8 投薬

名称	施設基準の概要	届出医療機関数			
		令和元年	令和2年	令和3年	
抗悪性腫瘍剤処方管理加算	・当該処方を行うにつき必要な医師の配置 ・抗悪性腫瘍剤処方管理加算を行うにつき必要な体制が整備されている 等	1, 282	1, 287	1, 293	
外来後発医薬品使用体制加 算	・後発医薬品の使用を決定する体制が整備された診療所 ・後発医薬品の規格単位数量が割合が一定以上であること 等	10, 119	10, 655	10, 930	

9 注射

名称	施設基準の概要		届出医療機関数 (上段:病院数/下段:診療所数)			
			令和元年	令和2年	令和3年	
	・必要な機器及び十分な専用施設等	1	1, 591	1, 624	1, 653	
外来化学療法加算	・専任の常勤医師の有無等に応じて1及び2に区分	ı	62	63	65	
		0	570	555	557	
			315	309	307	
連携充実加算	・外来化学療法加算1に係る届出を行っている		_	559	809	
连拐兀关加昇	・他の保険医療機関及び保険薬局との連携体制が確保されている 等		_	2	2	
無菌製剤処理料	・無菌製剤処理を行うにつき十分な施設		(病院数)	(病院数)	(病院数)	
	・無菌製剤処理を行うにつき必要な体制が整備されている 等		2, 429	2, 457	2, 482	

1<u>0 リハビリテーション</u>

名称	施設基準の概要		届出医療機関数 (上段:病院数/下段:診療所		
				令和2年	令和3年
	・専任の常勤医師の配置	(I)	1, 192	1, 248	1, 284
心大血管疾患リハビリテー	・常勤の看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の適切な配置	(1)	66	84	85
ション料	・リハビリテーションに関する記録を患者ごとに一元管理し従事者が閲覧可能 等	(II)	67	65	61
	・配置人員数に応じて(I)及び(I)に区分	(11)	62	66	76
	・専任の常勤医師の配置(Ⅰ)	(T)	2, 929	2, 996	3, 050
	・常勤の看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の適切な配置	(1)	87	87	89
脳血管疾患リハビリテー	・リハビリテーションに関する記録を患者ごとに一元管理し従事者が閲覧可能 等	(II)	1, 660	1, 650	1, 655
ション料	・配置人員数に応じて(I)~(Ⅲ)に区分	(11)	308	332	354
		(III)	1, 262	1, 241	1, 207
		(m)	1, 671	1, 686	1, 697
	・専任の常勤医師の配置	(I)	4, 685	4, 726	4, 791
	・常勤の看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の適切な配置		1, 443	1, 578	1, 760
	・リハビリテーションに関する記録を患者ごとに一元管理し従事者が閲覧可能 等	(II)	950	932	894
料	・配置人員数に応じて(I)~(Ⅲ)に区分	(11)	3, 388	3, 399	3, 374
		(Ⅲ)	531	529	515
		(m)	865	868	864
	・専任の常勤医師の配置	(I)	3, 640	3, 706	3, 746
	・常勤の看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の適切な配置	(1)	170	169	171
料	・リハビリテーションに関する記録を患者ごとに一元管理し従事者が閲覧可能 等	(II)	598	567	539
	・配置人員数に応じて(I)及び(I)に区分	(11)	175	172	177

担免赎下去抵加等	・摂食嚥下支援チーム(医師又は歯科医師、看護師、言語聴覚士等)の設置	-	137	221
摂食嚥下支援加算	・検査結果を踏まえたカンファレンスの実施 等	_	0	0
難病患者リハビリテーショ	・専任の常勤医師、専従の従事者	13	14	14
ン料	・専用施設の保有、必要な器械・器具の具備 等	65	67	67
障害児(者)リハビリテー	・専任の常勤医師、専従の従事者等	239	240	242
ション料	・専用施設の保有、必要な器械・器具の具備 等	155	162	166
がん患者リハビリテーショ	・専任の常勤医師、専従の従事者等	1, 867	1, 903	1, 917
ン料	・専用施設の保有、必要な器械・器具の具備 等	9	9	9
認知症患者リハビリテー	・専任の常勤医師、専従の従事者等	198	213	232
ション料	・専用施設の保有、必要な器械・器具の具備 等	_	_	_
リンパ浮腫複合的治療料	・専任の常勤医師、専任の従事者等	101	119	129
ソンハ子胆核ロ門心原料	・必要な施設の保有、必要な器械・器具の具備 等	1	2	3
集団コミュニケーション療	・専任の常勤医師、専従の従事者 等	818	808	807
法料	・専用施設の保有、必要な器械・器具の具備 等	133	134	134

11 精神科専門療法

名称	施設基準の概要		届出医療機関数 (上段:病院数/下段:診療所数)			
					令和3年	
経頭蓋磁気刺激療法	・専門の知識及び5年以上の経験を有し、所定の研修を修了した常勤精神科医師配置		_	19	27	
社员盘做以利威原丛	・認知療法・認知行動療法に習熟した医師の配置 等		-	0	0	
児童思春期精神科専門管理	・常勤の精神保健指定医及び精神科医師、専任の精神保健福祉士又は臨床心理技術者の配置		95	101	111	
加算	・精神療法を実施した16歳未満の患者数が月平均40人以上で、全体の50%以上であること 等		20	20	21	
療養生活環境整備指導加算	・当該指導に専任の精神保健福祉士1名の配置		_	114	126	
惊食工冶垛块 金佣拍等加昇	保健師、看護師又は精神保健福祉士が同時に担当する対象患者の数は1人につき30人以下 等		-	62	82	
救急患者精神科継続支援料	・専任の常勤医師1名及び専任の常勤精神保健福祉士等1名の配置		41	53	53	
秋心思 有种种种 植机又扬种			0	0	0	
	・認知療法・認知行動療法に習熟した医師の配置	1	300	321	327	
	・精神保健指定医、地域の精神科救急医療体制の確保に協力等に応じて1~3に区分	'	430	444	455	
認知療法・認知行動療法		2	2	3	3	
沁州原丛 。		۷	1	1	1	
		3	_	_	_	
		3	l	_	_	
精神科作業療法	・精神科医師、作業療法士の配置		(病院数)	(病院数)	(病院数)	
作THT+T+TF不及	・専用施設の保有 等		1, 383	1, 388	1, 395	

	・精神科医師、従事者の配置	大規模なもの	611	613	611
構神科ショート・ケア	・専用施設の保有 等	八元1天/よりの	246	256	257
作用で作って フェート・ファ	・専従の従事者数、専用施設の広さに応じて大規模及び小規模に区分	小規模なもの	390	396	394
		小児疾みもの	399	405	405
	・精神科医師、従事者の配置	大規模なもの	749	748	739
生 抽利 ニン・ケマ	・専用施設の保有 等	一人別候なもの	313	316	315
精神科デイ・ケア	・専従の従事者数、専用施設の広さに応じて大規模及び小規模に区分	小担掛かもの	379	375	373
		小規模なもの	322	312	313
精神科ナイト・ケア	・精神科医師、従事者の配置		111	112	111
村仲介 ノイト・クァ	・専用施設の保有 等		125	121	127
生かむ ディーナノレーケフ	・精神科医師、従事者の配置		316	313	312
精神科デイ・ナイト・ケア	・専用施設の保有 等	157	158	160	
抗精神病特定薬剤治療指導管理料	・統合失調症の治療、診断を行うにつき十分な経験を有する医師、薬剤師の配置		454	486	516
(治療抵抗性統合失調症治療指導管 理料に限る。)	・治療抵抗性統合失調症治療薬を投与している患者に対して、計画的な治療管理を終	継続して実施 等	6	6	6
重要到知点虫者ごと、ケマ	・精神科医師、従事者の配置		185	184	184
重度認知症患者デイ・ケア	・専用施設の保有 等		111	110	111
蚌加利力 史忠孝古授第四约	・精神科の常勤医師、常勤の精神保健福祉士及び作業療法士の配置		100	115	104
精神科在宅患者支援管理料	・患者に対して、計画的かつ継続的な医療を提供できる体制の確保 等		126	142	125
医病促进 1 吃笨头病火	・常勤精神保健指定医1名以上		1, 383	1, 390	1, 399
医療保護入院等診療料	・行動制限最小化に係る委員会の設置 等		0	0	0

1 2 処置

名称	名称・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		届出医療機関数 (上段:病院数/下段:診療所数)			
			令和元年	令和2年	令和3年	
静脈圧迫処置(慢性静脈不	・経験を有し、所定の研修を修了した常勤医師の配置		_	43	176	
全に対するもの)	・静脈疾患の診断に必要な検査機器を備えていること 等		_	14	64	
多血小板血漿処置	形成外科、血管外科又は皮膚科の常勤医師2名以上配置		_	8	16	
多血小板血浆处固	常勤の薬剤師又は臨床工学技士配置 等		_	0	0	
硬膜外自家血注入	・専門の知識及び1年以上の経験を有する医師を配置		183	198	208	
使展外日家皿注入	・必要な体制が整備されている 等	本制が整備されている 等		3	4	
	・専門の知識及び5年以上の経験医師を配置	甲状腺	400	405	408	
エタノールの局所注入	・必要な器械・器具の具備等	十 1人加水	104	104	110	
エダノ一ルの局所注入		副甲状腺	363	367	363	
		町竹仏脉	78	78	81	

	artie mark laste m. n. t. att			0.000	0.004	0.041
	・透析用監視装置の台数	慢性維持透		2, 308	2, 334	2, 341
人工腎臓	・透析用監視装置の台数に対する人工腎臓を行う患者の数の割合	行った場合	合 1	2, 126	2, 142	2, 164
八工月順		慢性維持透	5折を	16	15	13
		行った場合	合 2	30	32	35
	・当該療法を行うにつき十分な説明を行っている	1		1, 722	1, 926	1, 888
導入期加算1、導入期加算		'		1, 798	1, 890	1, 895
2 及び腎代替療法実績加算	・当該療法を行うにつき十分な説明を行っている	2及び腎代	替療	552	392	458
	・当該療法を行うにつき必要な実績を有している	法実績加算		159	111	145
	・透析治療に用いる装置及び透析液の水質を管理するにつき十分な体制が整備されてい	1		1, 977	2, 042	2, 098
透析液水質確保加算及び慢				1, 933	1, 967	2, 011
性維持透析濾過加算				_	_	_
				_	_	_
下肢末梢動脈疾患指導管理	・慢性維持透析を実施している患者全員に対し、療養上必要な指導管理を行っている			1, 642	1, 693	1, 729
加算	・十分な体制が整備されている 等			1, 680	1, 718	1, 759
心不全に対する遠赤外線温	・経験を有する常勤医師2名以上配置			_	7	13
熱療法	・研修を修了した医師の配置 等			_	0	0
歩行運動処置(ロボット	・事前に適切な計画を策定し、処置が終了した際には担当の多職種が参加するカンファ	ァレンスによ	; り	59	59	60
スーツによるもの)	短期効果を検討 等			1	1	1

1 3 手術

名称	施設基準の概要	届出医療機関数 (上段:病院数/下段:診療所数)			
		令和元年	令和2年	令和3年	
皮膚悪性腫瘍切除術(センチネルリンパ	・当該療養を行うにつき必要な医師が配置されている	185	196	209	
節加算を算定する場合に限る。)	・当該療養を行うにつき十分な体制が整備されている 等	0	0	0	
皮膚移植術(死体)	・当該療養を行うにつき必要な医師が配置されている	71	78	76	
及周梦恒训(允净)	・当該療養を行うにつき十分な体制が整備されている 等	0	0	0	
四肢・躯幹軟部悪性腫瘍手術及び骨悪性	・当該療養を行うにつき必要な医師が配置されている	-	75	78	
腫瘍手術の注に掲げる処理骨再建加算	・当該療養を行うにつき十分な体制が整備されている 等	_	0	0	
骨移植術(軟骨移植術を含む。)(同種骨移植(非生	・当該療養を行うにつき必要な医師が配置されている	65	76	83	
体)(同種骨移植(特殊なものに限る。)))	・当該療養を行うにつき十分な体制が整備されている 等	0	0	0	
後縦靱帯骨化症手術(前方進入によるも	・当該療養を行うにつき必要な医師が配置されている	282	315	329	
の)	・当該療養を行うにつき十分な体制が整備されている 等	3	5	2	
# 即作内联事分 3 泰汁	・当該療養を行うにつき必要な医師が配置されている	-	823	822	
椎間板内酵素注入療法	・当該療養を行うにつき十分な体制が整備されている 等	-	0	1	

頭蓋骨形成手術(骨移動を伴うものに限	・当該療養を行うにつき必要な医師が配置されている	58	58	56
る。)	・当該療養を行うにつき十分な体制が整備されている 等	0	0	0
脳刺激装置植込術及び脳刺激装置交換術	・当該療養を行うにつき必要な医師が配置されている 等	564	566	566
脳科励表直恒匹削及び脳科励表直又換削		0	0	0
頭蓋内電極植込術(脳深部電極によるもの	・当該療養を行うにつき必要な医師が配置されている	_	0	6
(7本以上の電極による場合)に限る。)	・当該療養を行うにつき十分な体制が整備されている 等	_	0	0
脊髄刺激装置植込術及び脊髄刺激装置交	・当該療養を行うにつき必要な医師が配置されている 等	961	990	1, 014
換術		13	15	17
仙骨神経刺激装置植込術及び仙骨神経刺激装	・当該療養を行うにつき必要な医師が配置されている	125	128	130
置交換術(便失禁に対して実施する場合)	・当該療養を行うにつき十分な体制が整備されている 等	0	0	0
仙骨神経刺激装置植込術及び仙骨神経刺激装置交	・当該療養を行うにつき必要な医師が配置されている	103	117	122
換術(過活動膀胱に対して実施する場合)	・当該療養を行うにつき十分な体制が整備されている 等	0	0	0
角膜移植術(内皮移植加算)	・当該療養を行うにつき必要な医師が配置されている 等	_	78	82
丹族1916 问 (F1及1916加异)		_	11	14
緑内障手術(水晶体再建術併用眼内ド	・当該療養を行うにつき必要な医師が配置されている	292	321	357
レーン挿入術)	・当該療養を行うにつき十分な体制が整備されている 等	307	392	460
人工中耳植込術、人工内耳植込術、植込型骨	・当該療養を行うにつき必要な医師が配置されている	141	143	147
導補聴器移植術及び植込型骨導補聴器交換術	・当該療養を行うにつき十分な体制が整備されている 等	0	0	0
鏡視下咽頭悪性腫瘍手術(軟口蓋悪性腫	・当該療養を行うにつき必要な医師が配置されている	_	171	207
瘍手術を含む。)	・当該療養を行うにつき十分な体制が整備されている 等	_	0	0
鏡視下喉頭悪性腫瘍手術	・当該療養を行うにつき必要な医師が配置されている	-	167	202
现代 T K 政心	・当該療養を行うにつき十分な体制が整備されている 等	_	0	0
喉頭形成手術(甲状軟骨固定用器具を用いた	・当該療養を行うにつき必要な医師が配置されている	30	39	43
もの)	・当該療養を行うにつき十分な体制が整備されている 等	1	2	1
上顎骨形成術(骨移動を伴う場合に限る。)(歯科診療以外の 診療に係るものに限る。)、下顎骨形成術(骨移動を伴う場合	・当該療養を行うにつき必要な医師が配置されている	58	58	62
に限る。)(歯科診療以外の診療に係るものに限る。)	・当該療養を行うにつき十分な体制が整備されている 等	0	0	0
顎関節人工関節全置換術		-	7	5
		_	0	0
内視鏡下甲状腺部分切除、腺腫摘出術、内視鏡下バセド ウ甲状腺全摘(亜全摘)術(両葉)、内視鏡下副甲状腺	・当該療養を行うにつき必要な医師が配置されている	83	94	100
(上皮小体) 腺腫過形成手術	・当該療養を行うにつき十分な体制が整備されている 等	0	0	0
内視鏡下甲状腺悪性腫瘍手術	・当該療養を行うにつき必要な医師が配置されている	41	53	56
고 기 기 기 기 기 기 기 기 기 기 기 기 기 기 기 기 기 기 기	・当該療養を行うにつき十分な体制が整備されている 等	0	0	0
乳腺腫瘍画像ガイド下吸引術(MRIに	・画像管理加算1, 2又は3に関する施設基準を有する	81	86	87
よるもの)	・乳癌の専門的な診療が可能として認定されている 等	3	4	1
乳房切除術(性同一性障害の患者に対し	・当該療養を行うにつき必要な医師が配置されている	6	6	6
て行うものに限る。)	・当該療養を行うにつき十分な体制が整備されている 等	0	0	0

可上的人上入,不再用用入,必然和你	・当該療養を行うにつき必要な医師が配置されている	1, 480	1, 524	1, 557
乳がんセンチネルリンパ節加算	・当該療養を行うにつき十分な体制が整備されている 等	9	9	10
乳腺悪性腫瘍手術(乳頭乳輪温存乳房切除術(腋窩郭清 を伴わないもの)及び乳頭乳輪温存乳房切除術(腋窩郭	・当該療養を行うにつき必要な医師が配置されている	292	314	328
を伴わないもの) 及び乳頭乳輪 温行乳房 切除例 (腋窩乳清を伴うもの))	・当該療養を行うにつき十分な体制が整備されている 等	4	4	5
胸腔鏡下拡大胸腺摘出術(内視鏡手術用	・当該療養を行うにつき必要な医師が配置されている	-	67	81
支援機器を用いる場合)	・当該療養を行うにつき十分な体制が整備されている 等	_	0	0
胸腔鏡下縦隔悪性腫瘍手術(内視鏡手術	・当該療養を行うにつき必要な医師が配置されている	66	109	138
用支援機器を用いる場合)	・当該療養を行うにつき十分な体制が整備されている 等	0	0	0
胸腔鏡下良性縦隔腫瘍手術(内視鏡手術	・当該療養を行うにつき必要な医師が配置されている	64	107	137
用支援機器を用いる場合)	・当該療養を行うにつき十分な体制が整備されている 等	0	0	0
胸腔鏡下肺悪性腫瘍手術(区域切除で内	・当該療養を行うにつき必要な医師が配置されている	-	108	127
視鏡支援機器を用いる場合)	・当該療養を行うにつき十分な体制が整備されている 等	_	0	0
肺悪性腫瘍手術(壁側・臓側胸膜全切除(横隔	・当該療養を行うにつき必要な医師が配置されている	107	114	117
膜、心膜合併切除を伴うもの)に限る。)	・当該療養を行うにつき十分な体制が整備されている 等	0	0	0
胸腔鏡下肺悪性腫瘍手術(肺葉切除又は1肺葉を超える	・当該療養を行うにつき必要な医師が配置されている	52	111	140
もので内視鏡手術用支援機器を用いる場合)	・当該療養を行うにつき十分な体制が整備されている 等	0	0	0
同種死体肺移植術	・肺の移植実施施設として移植関連学会合同委員会に選定されている	9	9	10
(에 의한 연기대 주기교 이 기계		0	0	0
生体部分肺移植術	・当該療養を行うにつき必要な医師が配置されている	9	9	9
	・当該療養を行うにつき十分な体制が整備されている 等	0	0	0
食道縫合術(穿孔、損傷)(内視鏡によるもの)、内視鏡下胃、十二指腸 穿孔瘻孔閉鎖術、胃瘻閉鎖術(内視鏡によるもの)、小腸瘻閉鎖術(内視	・当該療養を行うにつき必要な医師が配置されている	464	536	610
鏡によるもの)、結腸瘻閉鎖術(内視鏡によるもの)、腎(腎盂)腸瘻閉 鎖術(内視鏡によるもの)、尿管腸瘻閉鎖術(内視鏡によるもの)、膀胱 腸瘻閉鎖術(内視鏡によるもの)、腔腸瘻閉鎖術(内視鏡によるもの)	・当該療養を行うにつき十分な体制が整備されている 等	0	0	0
—————————————————————————————————————	・当該療養を行うにつき必要な医師が配置されている	28	47	57
器を用いる場合)	・当該療養を行うにつき十分な体制が整備されている 等	0	0	0
縱隔鏡下食道悪性腫瘍手術(内視鏡手術	・当該療養を行うにつき必要な医師が配置されている	-	28	31
用支援機器を用いる場合)	・当該療養を行うにつき十分な体制が整備されている 等	-	0	0
内視鏡下筋層切開術	・当該療養を行うにつき必要な医師が配置されている	23	27	31
P 引龙蚁 1 · A以 1 音 9.1 ft 1 时	・当該療養を行うにつき十分な体制が整備されている 等	0	0	0
経皮的冠動脈形成術(特殊カテーテルに	・当該療養を行うにつき必要な医師が配置されている	442	714	823
よるもの)	・当該療養を行うにつき十分な体制が整備されている 等	0	0	0
	・当該療養を行うにつき必要な医師が配置されている	184	217	258
ניין איז אר או או אפע בוונייוני	・当該療養を行うにつき十分な体制が整備されている 等	0	0	C
胸腔鏡下弁形成術(内視鏡手術用支援機器を 用いる場合)	・当該療養を行うにつき必要な医師が配置されている	8	15	21
	・当該療養を行うにつき十分な体制が整備されている 等	0	0	C
経カテーテル大動脈弁置換術	・当該療養を行うにつき必要な医師が配置されている	165	178	192
元277 / / / / / / / / / / / / / / / / / /	・当該療養を行うにつき十分な体制が整備されている 等	0	0	C

胸腔鏡下弁置換術	・当該療養を行うにつき必要な医師が配置されている		184	216	254
胸腔鏡下升直換例 	・当該療養を行うにつき十分な体制が整備されている 等		0	0	0
経皮的僧帽弁クリップ術	・当該療養を行うにつき必要な医師が配置されている		60	61	66
	・当該療養を行うにつき十分な体制が整備されている 等		0	0	0
不整脈手術左心耳閉鎖術(経カテーテル	・当該療養を行うにつき必要な医師が配置されている		_	70	112
的手術によるもの)	・当該療養を行うにつき十分な体制が整備されている 等		-	0	0
ペースメーカー移植術及びペースメー	・当該療養を行うにつき必要な医師が配置されている		2, 456	2, 458	2, 471
カー交換術			272	276	274
ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	・当該療養を行うにつき必要な医師が配置されている		541	573	604
(リードレスペースメーカーの場合)	・当該療養を行うにつき十分な体制が整備されている等		2	2	2
	・当該療養を行うにつき必要な医師が配置されている	心筋電極の場合	400	141	161
両心室ペースメーカー移植術及び両心室ペー	・当該療養を行うにつき十分な機器 等		426	404	0
スメーカー交換術		経静脈電極の場合	U	434 0	445 0
	・当該療養を行うにつき必要な医師が配置されている	心筋リードを用いる		168	184
植込型除細動器移植術、植込型除細動器交換	・当該療養を行うにつき十分な機器 等	もの	444	0	0
術及び経静脈電極抜去術		経静脈リードを用いるもの又は 皮下植込型リードを用いるも の、その他のもの	0	447 0	456 0
	・当該療養を行うにつき必要な医師が配置されている			169	184
両室ペーシング機能付き植込型除細動器移植	・当該療養を行うにつき十分な機器等	心筋電極の場合	441	0	0
術及び両室ペーシング機能付き植込型除細動 器交換術		(= +6 =< T = - A	0	445	456
· 位义 [経静脈電極の場合		0	0
大動脈バルーンパンピング法(IABP	・当該検査を行うにつき必要な医師が配置されている		1, 567	1, 567	1, 569
法)			45	44	41
経皮的循環補助法(ポンプカテーテルを	・当該検査を行うにつき必要な医師が配置されている		96	146	184
用いたもの)	・当該療養を行うにつき関係学会より認定されている 等		0	0	0
補助人工心臓	・当該療養を行うにつき必要な医師が配置されている		148	145	141
作の人工心臓	・当該療養を行うにつき十分な機器 等		0	0	0
小児補助人工心臓	・当該療養を行うにつき必要な医師が配置されている		11	11	12
	・当該療養を行うにつき関係学会より認定されている 等		0	0	0
植込型補助人工心臓(非拍動流型)	・当該療養を行うにつき必要な医師が配置されている		47	45	43
	・当該療養を行うにつき十分な体制が整備されている 等		0	0	0
同種心移植術	・移植関係学会合同委員会において、心臓移植実施施設と	して選定されている	10	10	10
			0	0	0
同種心肺移植術	・移植関係学会合同委員会において、心肺同時移植実施施語	設として選定されている 	3 0	3 0	3 0
	・当該療養を行うにつき必要な医師が配置されている		8	8	8
骨格筋由来細胞シート心表面移植術	・当該療養を行うにつき十分な体制が整備されている等		0	0	0
	The same of the sa			,	<u> </u>

经皮的下肢動脈形成術	・当該療養を行うにつき必要な医師が配置されている			_	246	252
神生/文章3 1、7文 到が代刊の7次 神3	・当該療養を行うにつき十分な体制が整備されている 等	· 等		_	0	0
	・当該療養を行うにつき必要な医師が配置されている		後腹膜	_	39	42
腹腔鏡下リンパ節群郭清術	・当該療養を行うにつき十分な体制が整備されている 等			_	0	0
INCREASE TO THE CONTRACT OF THE PARTY OF THE			膀大動脈	_	111	121
			1335 (233)	_	0	0
腹腔鏡下胃切除術(内視鏡手術用支援機器を	・当該療養を行うにつき必要な医師が配置されている			103	139	165
用いる場合)	・当該療養を行うにつき十分な体制が整備されている 等			0	0	0
腹腔鏡下噴門側胃切除術(内視鏡手術用支援機器	・当該療養を行うにつき必要な医師が配置されている			97	132	154
を用いる場合)	・当該療養を行うにつき十分な体制が整備されている 等			0	0	0
腹腔鏡下十二指腸局所切除術(内視鏡処	・当該療養を行うにつき必要な医師が配置されている			_	170	191
置を併施するもの)	・当該療養を行うにつき十分な体制が整備されている 等			_	0	0
腹腔鏡下胃全摘術(内視鏡手術用支援機器を	・当該療養を行うにつき必要な医師が配置されている			95	131	153
用いる場合)	・当該療養を行うにつき十分な体制が整備されている 等			0	0	0
バルーン閉塞下逆行性経静脈的塞栓術	・当該療養を行うにつき必要な医師が配置されている			347	399	439
TO PRODUCE THE PROPERTY OF THE	・当該療養を行うにつき十分な体制が整備されている 等			0	0	0
胆管悪性腫瘍手術(膵頭十二指腸切除及び肝切除	・当該療養を行うにつき必要な医師が配置されている 等			351	367	373
(葉以上)を伴うものに限る。)				0	0	0
▲ 体外衝擊波胆石破砕術	・当該療養を行うにつき必要な医師が配置されている			418	422	413
TOTAL FIRST HIS	・当該療養を行うにつき十分な機器 等			0	0	0
■ 腹腔鏡下胆道閉鎖症手術	・当該療養を行うにつき必要な医師が配置されている			4	2	3
	・当該療養を行うにつき十分な体制が整備されている 等			0	0	0
腹腔鏡下肝切除術	・当該療養を行うにつき必要な医師が配置されている			576	598	617
12.12.20 1 21 2213113	・当該療養を行うにつき十分な体制が整備されている 等			0	0	0
生体部分肝移植術	・当該療養を行うにつき必要な医師が配置されている			71	71	71
-11 AP3 01 15 IE113	・当該療養を行うにつき十分な体制が整備されている 等	いる 等		0	0	0
同種死体肝移植術	・移植関係学会合同委員会において、肝臓移植実施施設と	して選定されてい	る	26	26	26
111270113112113				0	0	0
■ 腹腔鏡下膵腫瘍摘出術	・当該療養を行うにつき必要な医師が配置されている			368	403	429
	・当該療養を行うにつき十分な体制が整備されている 等			0	0	0
腹腔鏡下膵体尾部腫瘍切除術	・当該療養を行うにつき必要な医師が配置されている			563	589	615
	・当該療養を行うにつき十分な体制が整備されている 等			0	0	
腹腔鏡下膵体尾部腫瘍切除術(内視鏡手	・当該療養を行うにつき必要な医師が配置されている			_	11	24
術用支援機器を用いる場合)	・当該療養を行うにつき十分な体制が整備されている 等			_	0	0
腹腔鏡下膵頭部腫瘍切除術	・当該療養を行うにつき必要な医師が配置されている			-	68	77
	・当該療養を行うにつき十分な体制が整備されている等			_	0	0
腹腔鏡下膵頭部腫瘍切除術(内視鏡手術	・当該療養を行うにつき必要な医師が配置されている			_	5	17
用支援機器を用いる場合)	・当該療養を行うにつき十分な体制が整備されている 等			_	0	0

同種死体膵移植術、同種死体膵腎移植術	・移植関係学会合同委員会において、膵臓移植実施施設として選定されている	16 0	17 0	17 0
	・当該療養を行うにつき必要な医師が配置されている	_	1	1
同種死体膵島移植術	・当該療養を行うにつき十分な体制が整備されている 等	_	0	0
ル /ナ ☆ ハ .l. □ 15 + + 4-	・当該療養を行うにつき必要な医師が配置されている	9	9	9
生体部分小腸移植術	・当該療養を行うにつき十分な体制が整備されている 等	0	0	0
同 拜死人 小胆 较 技术	・移植関係学会合同委員会において、小腸移植実施施設として選定されている	10	10	10
同種死体小腸移植術		0	0	0
	・当該療養を行うにつき必要な医師が配置されている	1, 037	1, 074	1, 101
平别芯注理场人 肠 和胰下眉剁麻削	・当該療養を行うにつき十分な体制が整備されている 等	0	0	0
腹腔鏡下直腸切除・切断術(内視鏡手術用支援機	・当該検査を行うにつき必要な医師が配置されている	87	161	213
器を用いる場合)	・当該検査を行うにつき十分な体制が整備されている 等	0	0	0
腹腔鏡下腎盂形成手術(内視鏡手術用支	・当該療養を行うにつき必要な医師が配置されている	-	120	160
援機器を用いる場合)	・当該療養を行うにつき十分な体制が整備されている 等	-	0	0
从外条敷冲取。尼茨丝工师办 统	・当該療養を行うにつき必要な医師が配置されている	851	833	820
体外衝撃波腎・尿管結石破砕術	・当該療養を行うにつき十分な機器 等	3	3	3
日廷五人取牧 技化	・腎臓移植実施施設として、(社)日本臓器移植ネットワークに登録されている	128	128	130
同種死体腎移植術		0	0	0
生体腎移植術	・当該検査を行うにつき必要な医師が配置されている	173	176	177
生体育移 他例	・当該検査を行うにつき十分な体制が整備されている 等	0	0	0
ᄨᅄᆉᇊᄹᄹ	・当該療養を行うにつき必要な医師が配置されている	499	523	541
膀胱水圧拡張術	・当該療養を行うにつき十分な体制が整備されている 等	18	18	18
腹腔鏡下膀胱悪性腫瘍手術(内視鏡手術用支援機	・当該療養を行うにつき必要な医師が配置されている	106	153	186
器を用いる場合)	・当該療養を行うにつき十分な体制が整備されている 等	0	0	0
尿道形成手術(前部尿道)(性同一性障害の患者	・当該療養を行うにつき必要な医師が配置されている	5	5	5
に対して行う場合に限る。)	・当該療養を行うにつき十分な体制が整備されている 等	0	0	0
尿道下裂形成手術(性同一性障害の患者に対して	・当該療養を行うにつき必要な医師が配置されている	5	5	5
行う場合に限る。)	・当該療養を行うにつき十分な体制が整備されている 等	0	0	0
陰茎形成術(性同一性障害の患者に対して行う場	・当該療養を行うにつき必要な医師が配置されている	5	5	5
合に限る。)	・当該療養を行うにつき十分な体制が整備されている 等	0	0	0
陰茎全摘術(性同一性障害の患者に対して行う場	・当該療養を行うにつき必要な医師が配置されている	5	5	5
合に限る。)	・当該療養を行うにつき十分な体制が整備されている 等	0	0	0
精巣摘出術(性同一性障害の患者に対して行う場	・当該療養を行うにつき必要な医師が配置されている	5	5	5
合に限る。)	・当該療養を行うにつき十分な体制が整備されている 等	0	0	0
作占式ウェッルギー切充地応 さ	・当該療養を行うにつき必要な医師が配置されている	6	5	5
焦点式高エネルギー超音波療法	・当該療養を行うにつき十分な体制が整備されている 等	0	0	0
吃碗袋下前去 帕西州暖痕毛织	・当該療養を行うにつき必要な医師が配置されている	249	242	252
腹腔鏡下前立腺悪性腫瘍手術	・当該療養を行うにつき十分な体制が整備されている 等	0	0	0

腹腔鏡下前立腺悪性腫瘍手術(内視鏡手術用支援	・当該療養を行うにつき必要な医師が配置されている		299	329	355
機器を用いるもの)	・当該療養を行うにつき十分な体制が整備されている 等		0	0	0
会陰形成手術(筋層に及ばないもの)(性同一性	・当該療養を行うにつき必要な医師が配置されている		5	5	5
障害の患者に対して行う場合に限る。)	・当該療養を行うにつき十分な体制が整備されている 等		0	0	0
造腟術、腟閉鎖症術(遊離植皮によるもの、腸管形成に よるもの、筋皮弁移植によるもの)(性同一性障害の影	・当該療養を行うにつき必要な医師が配置されている		5	5	6
者に対して行う場合に限る。)	・当該療養を行うにつき十分な体制が整備されている 等		0	0	0
腹腔鏡下仙骨膣固定術	・当該療養を行うにつき必要な医師が配置されている		166	195	240
及 在说「叫月座凹之刊	・当該療養を行うにつき十分な体制が整備されている 等		2	2	2
子宮全摘術(性同一性障害の患者に対して行う場	・当該療養を行うにつき必要な医師が配置されている		5	5	5
合に限る。)	・当該療養を行うにつき十分な体制が整備されている 等		0	0	0
腹腔鏡下腟式子宮全摘術(性同一性障害患者に対	・当該療養を行うにつき必要な医師が配置されている		5	5	5
して行う場合に限る。)	・当該療養を行うにつき十分な体制が整備されている 等		0	0	0
腹腔鏡下腟式子宮全摘術(内視鏡手術用支援機器	・当該療養を行うにつき必要な医師が配置されている		63	111	152
を用いる場合)	・当該療養を行うにつき十分な体制が整備されている 等		0	0	0
腹腔鏡下子宮悪性腫瘍手術(子宮体がんに対して	・当該療養を行うにつき必要な医師が配置されている		36	76	108
内視鏡下手術用支援機器を用いる場合)	・当該療養を行うにつき十分な体制が整備されている 等		0	0	0
腹腔鏡下子宮悪性腫瘍手術(子宮頸がんに限	・当該療養を行うにつき必要な医師が配置されている		119	135	145
ప 。)	・当該療養を行うにつき十分な体制が整備されている 等		0	0	0
子宮附属器腫瘍摘出術(両側)(性同一性障害の			5	5	5
患者に対して行う場合に限る。)	・当該療養を行うにつき十分な体制が整備されている 等		0	0	0
無心体双胎焼灼術	・当該療養を行うにつき必要な医師が配置されている	ている		11	12
7W B 11-77/11/2007 FI	・当該療養を行うにつき十分な体制が整備されている 等		-	0	0
胎児輸血術	・当該療養を行うにつき必要な医師が配置されている		-	42	44
	・当該療養を行うにつき十分な体制が整備されている 等		_	0	0
医科点数表第2章第10部手術の通則の16			-	3, 891	3, 918
に掲げる手術	・当該療養を行うにつき十分な体制が整備されている 等		-	230	234
医科点数表第2章第10部手術の通則の19に掲げる 手術(遺伝性乳癌卵巣癌症候群患者に対する乳房	・当該療養を行うにつき必要な医師が配置されている		-	102	170
切除術に限る。)	・当該療養を行うにつき十分な体制が整備されている 等		-	0	0
医科点数表第2章第10部手術の通則の19に掲げる	・当該療養を行うにつき必要な医師が配置されている		-	118	191
手術(遺伝性乳癌卵巣癌症候群患者に対する子宮 附属器腫瘍摘出術)	・当該療養を行うにつき十分な体制が整備されている 等		-	0	0
	・必要な医師及び従事者の配置	(7)	584	595	599
松布笠理料	・輸血製剤の適正使用 等	(I)	3	2	2
輸血管理料	・医師及び従事者の配置等に応じて(I)及び(II)に区分	(π)	1, 854	1, 880	1, 901
		(Ⅱ)	22	25	26
コーディネート体制充実加算	・当該療養を行うにつき必要な医師が配置されている		66	80	87
コーディかート仲削兀夫加昇	・同種移植のコーディネートを行うにつき十分な体制が整備されている 等		0	0	0

自己クリオプレシピテート作製術(用手	・当該療養を行うにつき必要な医師が配置されている	78	89	90
法)	・血液製剤の適正使用 等	0	0	0
 同種クリオプレシピテート作製術	・当該療養を行うにつき必要な医師が配置されている	-	100	109
同種グリオフレンCリードIF級例 	・当該療養を行うにつき十分な体制が整備されている 等	-	0	0
凍結保存同種組織加算	・当該療養を行うにつき必要な医師が配置されている	7	8	8
决桁休仔问 性 粗敝加昇	・当該療養を行うにつき十分な体制が整備されている 等	0	0	0

1 4 麻酔

名称 施設基準の概要			(上段:痆	療所数)	
			令和元年	令和2年	令和3年
麻酔管理料	・麻酔管理を行うにつき十分な体制が整備されている 等	(I)	2, 355	2, 339	2, 358
	・麻酔科標榜医の配置等に応じて(I)及び(I)に区分		491	499	508
	(T)	(11)	448	471	473
		(Π)	0	0	0

1 5 放射線治療

名称	施設基準の概要		届出医療機関数 (上段:病院数/下段:診療所数)			
		令和元年	令和2年	令和3年		
放射線治療専任加算	・放射線治療を専ら担当する常勤医師又は歯科医師が配置	557	586	594		
双列 脉	・当該治療を行うにつき必要な体制、十分な機器、施設の保有 等	18	18	17		
外来放射線治療加算	・放射線治療を専ら担当する常勤医師及び診療放射線技師が1名以上配置	551	579	588		
介不	・当該治療を行うために必要な機器、施設等	18	18	17		
遠隔放射線治療計画加算	・放射線治療を専ら担当する常勤医師及び診療放射線技師が配置	10	10	8		
医附近列脉冲掠引 画加昇	・当該治療を行うにつき必要な体制、十分な機器、施設の保有 等	0	0	0		
高エネルギー放射線治療	・年間合計100例以上実施 等	678	686	700		
同エイルヤー放射級石原		16	16	15		
強度変調放射線治療	・放射線治療を専ら担当する常勤医師又は歯科医師が配置	310	333	355		
(IMRT)	・当該治療を行うにつき必要な体制、十分な機器、施設の保有 等	14	13	13		
画像誘導放射線治療	・放射線治療を専ら担当する常勤医師又は歯科医師が1名以上配置	488	520	538		
(IGRT)	・当該治療を行うにつき必要な体制、十分な機器、施設の保有 等	17	17	16		
定位放射線治療	・放射線治療を専ら担当する常勤医師が1名以上配置	482	511	526		
足区以外脉冲 像	・当該治療を行うにつき必要な体制、十分な機器、施設の保有 等	18	18	17		
粒子線治療	・放射線治療を専ら担当する常勤医師が2名以上配置	15	16	17		
个工 丁 祁水 /口 7京	・当該治療を行うにつき必要な体制、十分な機器、施設の保有 等	7	7	7		
粒子線治療適応判定加算	・放射線治療を専ら担当する常勤医師が2名以上配置	15	16	17		
<u>他丁冰力</u> 惊迎心刊足加昇	・当該治療を行うにつき必要な体制 等	7	7	7		

粒子線治療医学管理加算	・放射線治療を専ら担当する常勤医師が2名以上配置	14	15	16
	・当該治療を行うにつき十分な機器 等	6	7	7
画像誘導密封小線源治療加	・放射線治療を専ら担当する常勤医師又は歯科医師が配置	97	107	114
算	・当該治療を行うにつき十分な機器 等	0	0	0

1 6 病理

名称	施設基準の概要		届出医療機関数 (上段:病院数/下段:診療所数)			
			令和元年	令和2年	令和3年	
	(送信側) ・離島等に所在する保険医療機関等	送信側	289	315	334	
保険医療機関間の連携によ	・病理標本の作製を行うにつき十分な体制の整備 等	达温则	207	223	255	
る病理診断	(受信側) ・病理診断を行うにつき十分な体制を整備した病院 等	受信側	118	128	135	
		又后则	11	13		
保険医療機関間の連携にお	医療機関間の連携にお (送信側) ・離島等に所在する保険医療機関等 送信	送信側	117	121	121	
けるデジタル病理画像によ	・病理組織標本の作製を行うにつき十分な体制の整備 等		0	0	0	
る術中迅速病理組織標本作	(受信側) ・病理診断を担当する常勤医師の配置	受信側	58	62	64	
製	・病理診断を行うにつき十分な体制を整備した病院 等		_	0	0	
保険医療機関間の連携にお	(送信側) ・離島等に所在する保険医療機関等	送信側 受信側	67	69	71	
けるデジタル病理画像によ	・細胞診を行うにつき十分な体制の整備 等		0	0	0	
る迅速細胞診	(受信側) ・病理診断を担当する常勤医師の配置		41	45	47	
	・病理診断を行うにつき十分な体制を整備した病院 等	<u> </u>	_	0	0	
	・病理診断を専ら担当する常勤医師が1名以上配置	1	(病院数)	(病院数)	(病院数)	
病理診断管理加算	・病理標本作製及び病理診断を行うにつき十分な体制の整備		507			
为在的自己加升	・当該療養を行うにつき十分な設備及び機器	2	(病院数)	(病院数)	(病院数)	
	・医師の配置、カンファレンスの実施等に応じて1及び2に区分		277	313		
デジタル病理画像による病			47	63	66	
理診断	・デジタル病理診断を行うにつき十分な体制が整備されている		1	2	2	
悪性腫瘍病理組織標本加算	・病理診断を専ら担当する常勤医師が1名以上配置		719	763		
心江涯勿沙空呱呱尔个川并	・病理診断を行うにつき十分な体制が整備されている		8	9	9	

1_7 歯科

名称	施設基準の概要	届出医療機関数			
		令和元年	令和2年	令和3年	
初診料(歯科)の注1に掲 げる基準	・十分な院内感染防止対策を講じている ・歯科外来診療の院内感染防止対策に係る研修を4年に1回以上、定期的に受講している常勤の 歯科医師が1名以上配置されている ・職員を対象とした院内感染防止対策にかかる標準予防策等の院内研修等を実施している 等	65, 200	65, 214	65, 257	

地域歯科診療支援病院歯科 初診料	・常勤の歯科医師、看護職員及び歯科衛生士の配置 ・当該歯科医療にかかる紹介率 等		547	565	576
歯科外来診療環境体制加算	・歯科外来診療における医療安全対策に係る研修を受けた常勤歯科医師の配置 ・歯科衛生士の配置、緊急時の対応を行うにつき必要な体制の整備 等	1	27, 703	29, 101	31, 616
图付介不 診療環境徑剛加昇		2	515	538	558
歯科診療特別対応連携加算	・著しく歯科治療が困難な患者にとって安心で安全な歯科医療の提供を行うにつき十分な機器等を有している ・医科診療を担当する他の保険医療機関(病院に限る。)との連携体制が整備されている 等	•	807	836	853
歯科疾患管理料の注11の総 合医療管理加算・歯科治療 時医療管理料	・当該療養を行うにつき、十分な経験を有する常勤の歯科医師、歯科衛生士等により、 治療前、治療中及び治療後における当該患者の全身状態を管理できる体制が整備されている ・当該患者の全身状態の管理を行うにつき十分な装置・器具を有している 等		21, 166	21, 985	22, 671
医療機器安全管理料	・生命維持装置等の医療機器管理等を行う常勤臨床工学技士を1名以上配置 ・放射線治療を専ら担当する常勤医師が1名以上配置 等		204	211	220
在宅療養支援歯科診療所	・高齢者の口腔機能管理に係る研修を受けた常勤の歯科医師が1名以上配置 ・当該地域において、在宅療養を担う保険医、介護・福祉関係者等との連携体制が整備 等	1	1, 106	1, 503	1, 550
化七烷长义 波图14矽原加		2	10, 256	6, 866	6, 949
かかりつけ歯科医機能強化 型歯科診療所	・歯科医師の複数名配置又は歯科医師及び歯科衛生士をそれぞれ1名以上配置 ・在宅療養を担う保険医等との連携体制の整備、緊急時の対応を行うにつき必要な体制の整備 等	:	10, 831	10, 057	10, 863
歯科疾患在宅療養管理料の注 4に掲げる在宅総合医療管理 加算・在宅患者歯科治療時医 療管理料	・当該療養を行うにつき、十分な経験を有する常勤の歯科医師、歯科衛生士等により、 治療前、治療中及び治療後における当該患者の全身状態を管理できる体制が整備されている ・歯科衛生士又は看護師の配置 等		7, 340	7, 818	8, 208
歯科訪問診療料に係る地域 医療連携体制加算	・地域歯科診療支援病院歯科初診料の届出をした病院等と連携している診療所 ・緊急時の連携体制の確保 等		7, 378	7, 283	7, 156
歯科訪問診療料の注13に規 定する基準	・直近1か月の歯科診療のうち、歯科訪問診療を提供した患者数の割合が9割5分未満		37, 371	39, 338	39, 844
在宅歯科医療推進加算	・歯科訪問診療の月平均延べ患者数が5人以上であり、そのうち6割以上が歯科訪問診療1を算定 等	等	1, 993	2, 054	2, 092
有床義歯咀嚼機能検査1の イ	・当該検査を行うにつき十分な体制が整備されている・当該検査を行うにつき十分な機器を有している		552	573	592
有床義歯咀嚼機能検査1の ロ及び咀嚼能力検査	・当該検査を行うにつき十分な体制が整備されている・当該検査を行うにつき十分な機器を有している		3, 403	4, 489	5, 160
有床義歯咀嚼機能検査2の イ	・当該検査を行うにつき十分な体制が整備されている ・当該検査を行うにつき十分な機器を有している		160	180	193
有床義歯咀嚼機能検査2の ロ及び咬合圧検査	・当該検査を行うにつき十分な体制が整備されている ・当該検査を行うにつき十分な機器を有している		528	663	730

精密触覚機能検査	・当該検査に係る研修を受けた歯科医師の配置 ・当該検査を行うにつき十分な機器を有している		230	310	332
医眼性造剂效素网络木	・当該検査を行うにつき十分な体制が整備されている			1 4 1	270
睡眠時歯科筋電図検査	・当該検査を行うにつき十分な機器を有している		_	141	372
	・地域歯科診療支援病院歯科初診料の届出を行った歯科医療機関	1	28	28	28
歯科画像診断管理加算	・画像診断を専ら担当する常勤歯科医師の配置	ı	20	20	20
图符画像的图目在加昇	・画像診断を専ら担当する常勤歯科医師により、すべての歯科用3次元エックス線断層撮影	2	26	26	26
	について画像情報等の管理等に応じて1及び2に区分		20	20	20
口腔粘膜処置	・当該処置を行うにつき十分な体制が整備されている		14, 506	15, 309	15, 856
一	・当該処置を行うにつき十分な機器を有している		14, 000	10, 000	10, 000
口腔粘膜血管腫凝固術	・当該手術を行うにつき十分な体制が整備されている		280	356	394
	・当該手術を行うにつき十分な機器を有している		200		001
レーザー機器加算	・当該手術を行うにつき十分な体制が整備されている		13, 419	14, 201	14, 726
2 12 HI 22 1	・当該手術を行うにつき十分な機器を有している			,	,
手術用顕微鏡加算	・専門の知識及び3年以上の経験を有する歯科医師を1名以上配置		3, 993	4, 938	5, 899
11371325777	・当該処置を行うにつき必要な機器の設置		-,	-,	-,
う蝕歯無痛的窩洞形成加算	・当該療養を行うにつき十分な機器及び施設 等		4, 354	4, 568	4, 769
CADICAME	・専門の知識及び3年以上の経験を有する歯科医師が1名以上配置		52, 546	54, 631	56, 071
CAD/CAM冠	・保険医療機関内に歯科技工士を配置 等		52, 540	04, 001	50, 071
手術時歯根面レーザー応用 加算	・当該療養を行うにつき十分な機器及び施設 等		3, 165	3, 384	3, 587
歩利はて加管1五が2	・常勤の歯科技工士を配置している		7 000	6 022	6 010
歯科技工加算1及び2	・歯科技工室及び歯科技工に必要な機器を整備している 等		7, 089	6, 922	6, 819
歯科麻酔管理料	・常勤の麻酔に従事する歯科医師が配置されている			133	142
图17MH目生行	・麻酔管理を行うにつき十分な体制が整備されている 等			100	142
歯周組織再生誘導手術	・歯科又は歯科口腔外科を担当する歯科医師として相当の経験を有する歯科医師が1名以上配置		7, 673	7, 837	7, 930
広範囲顎骨支持型装置埋入	・歯科又は歯科口腔外科を担当する歯科医師として相当の経験を有する歯科医師が2名以上配置		282	293	305
手術	・当該療養を行うにつき十分な体制 等		202	200	000
顎関節人工関節全置換術	・緊急事態に対応するための体制その他療養を行うにつき必要な体制が整備されている		_	12	15
(歯科)	・当該医療機関内に当該療養を行うにつき必要な歯科医師及び看護師が配置されている 等				
歯根端切除手術の注3	・専門の知識及び3年以上の経験を有する歯科医師を1名以上配置		3, 632	4, 514	5, 400
	・当該手術を行うにつき必要な機器の設置		0, 002	., 0	0 , 100
クラウン・ブリッジ維持管 理料	・クラウン・ブリッジの維持管理を行うにあたって、必要な体制が整備されている		69, 581	69, 169	68, 834
<u></u> 歯科矯正診断料	・歯科矯正治療の経験を5年以上有する専任の歯科医師が1名以上勤務している		1, 673	1, 703	1, 728
图174 洞丘砂肉174	・十分な専用施設 等		1, 073	1, 703	1, 720

顎口腔機能診断料	・障害者総合支援法に基づく都道府県知事の指定	992	1, 011	1, 031
	・十分な専用施設 等	992	1, 011	1, 031

1 8 調剤

名称	施設基準の概要		届出薬局数			
:			令和元年	令和2年	令和3年	
調剤基本料 1	・調剤基本料2、3-イ、3-ロ、特別調剤基本料以外(医療資源の少ない地域にある薬局は除く)		48, 991	49, 252	50, 883	
調剤基本料 2	 ・次のいずれかに該当 ① 処方箋受付回数月4,000回超かつ処方箋集中率70%超 ② 処方箋受付回数月2,000回超かつ処方箋集中率85%超口 ③ 処方箋受付回数月1,800回超かつ処方箋集中率95%超口 ④ 特定の医療機関からの処方箋受付回数の合計が月4,000回超 		1, 700	1, 877	1, 434	
調剤基本料 3	 ・同一グループ薬局による処方箋受付回数が月3万5千回超4万回以下で、次のいずれかに該当 ① 処方箋集中率95%超 ② 医療機関との間で不動産の賃貸借取引がある ・同一グループ薬局による処方箋受付回数が月4万回超40万回以下で、次のいずれかに該当 ① 処方箋集中率85%超 ② 医療機関との間で不動産の賃貸借取引がある 	1	3, 310	3, 285	3, 056	
	・同一グループ薬局による処方箋受付回数が月40万回超で、次のいずれかに該当口 ① 処方箋集中率85%超 ② 医療機関との間で不動産の賃貸借取引がある	П	3, 873	3, 749	3, 579	
調剤基本料1(注1のただ し書に該当する場合)	・医療を提供しているが医療資源の少ない地域(施設基準告示別表第六の二)に所在 ・当該地域が中学校区内の医療機関数が10以下で許可病床数200床以上の病院がない ・処方箋受付回数が1月に2,500回以下 等		107	149	152	
地域支援体制加算	・地域医療に貢献する体制を有することを示す実績を有する ・24時間調剤、在宅対応体制が整備されている ・在宅療養を担う医療機関、訪問看護ステーションとの連携体制が整備されている 等		16, 242	18, 310	20, 066	
後発医薬品調剤体制加算	・当該保険薬局において調剤した薬剤の規格単位数量に占める後発医薬品のある先発医薬品及び 後発医薬品を合算した規格単位数量の割合に応じて1~3に区分	1	10, 179	6, 152	5, 263	
	・後発医薬品の調剤を積極的に行っている旨、後発医薬品調剤体制加算を算定している旨を当該 保険薬局の見えやすい場所に掲示 等	2	13, 295	14, 034	12, 739	
		3	16, 179	23, 663	28, 974	

無菌製剤処理加算	・2名以上の保険薬剤師がいる	2, 367	2. 711	3, 242
	・無菌製剤処理を行うための無菌室、クリーンベンチ又は安全キャビネットを備えている 等	2, 307	۷, ۱۱۱	J, Z4Z
在宅患者訪問薬剤管理指導 料	・在宅での療養を行っている患者であって通院が困難なものに対して、名称、所在地、開設者の氏名	51, 374	52, 358	53, 680
	及び在宅患者訪問薬剤管理指導を行う旨の届出を行っている			
在宅患者調剤加算	・在宅患者訪問薬剤管理指導を行う旨の届出を行っている	16, 811	18, 238	20, 312
	・在宅業務に対応できる体制が整備されている 等			
特定薬剤管理指導加算 2	・保険薬剤師として5年以上の薬局勤務経験を有する薬剤師が勤務している			
	・麻薬小売業者の免許を取得し、必要な指導を行うことができる体制が整備されている	-	6, 569	7, 255
	・保険医療機関が実施する抗悪性腫瘍剤の化学療法に係る研修会に年1回以上参加している 等			
かかりつけ薬剤師指導料及 びかかりつけ薬剤師包括管 理料	・以下の要件を全て満たす保険薬剤師が配置されている			
	①保険薬剤師として3年以上の薬局勤務経験、当該保険薬局に週32時間以上勤務、1年以上在籍	31, 310	32, 204	33, 395
	②薬剤師認定制度認証機構が認証している研修認定制度等の研修認定を取得	31, 010	32, 204	33, 333
	③医療に係る地域活動の取組に参画			

1<u>9</u> その他

名称	施設基準の概要	届出医療機関数 (上段:病院数/下段:診療所数)		
		令和元年	令和2年	令和3年
入院時食事療養(I)	・管理栄養士又は栄養士により行われている ・「厚生労働大臣が定める入院患者数の基準及び医師等の員数の基準並びに入院基本料の算定方法」に 規定する基準に該当する保険医療機関でない 等	8, 100 1, 331	8, 045 1, 269	8, 022 1, 209